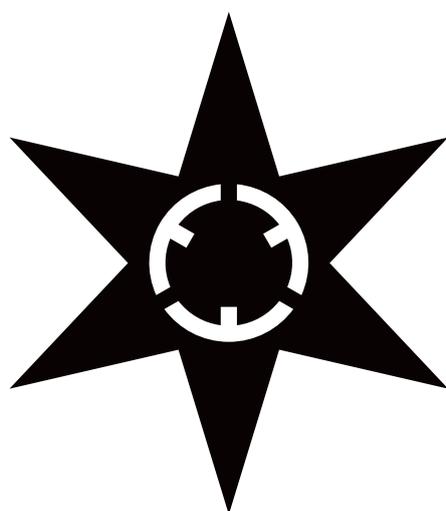


令和 2 年度

市 税 概 要



水戸市財務部税務事務所

目 次

〔総 括〕

1	位置と面積等	1
2	市域の変遷	1
3	行政機構図	2
4	税務機構及び事務分掌	4
5	人口、世帯数調	6
6	税務職員の推移	6
7	各会計別歳入歳出予算（決算）	7
8	市民1人当りの一般会計歳出額と市税負担額の推移（当初予算）	7
9	令和2年度一般会計歳入歳出予算（当初）	8
10	令和2年度一般会計歳入歳出予算（当初）構成比図	9
11	令和2年度市税当初予算	10
12	市税税目別構成比図	11
13	令和元年度一般会計歳入歳出決算	12
14	令和元年度一般会計歳入歳出決算構成比図	13
15	市税の推移	14
16	市税の決算額の推移	17

〔市 民 税〕

1	個人市民税納税義務者調	18
2	個人市民税調定額調	18
3	個人市民税所得区分別課税状況	18
	(1) 納税義務者数	18
	(2) 税 額	19
4	個人市民税年度別所得割納税義務者調	20
5	個人市民税年度別所得割額調	20
6	個人市民税課税標準額段階別（所得割）納税義務者調	20
7	個人市民税課税標準額段階別所得割額課税状況	21
8	個人市民税特別徴収義務者等に関する調	22
9	個人市民税特別徴収税額（給与特徴）の推移	22
10	法人市民税調定額調	23
11	法人市民税年度月別調定額調	23
12	法人市民税調定額の推移	24
13	法人市民税均等割納税義務者数調	25

14 法人市民税均等割調定額調	25
15 法人市民税業種別税割額調	26

〔市たばこ税〕

1 市たばこ税調定額調	27
2 たばこ月別売渡本数調	27

〔軽自動車税〕

1 環境性能割調定状況	28
2 種別割課税状況	28
3 非課税及び減免状況	28
4 標識弁償金調定額調（決算額）	29

〔固定資産税，都市計画税〕

1 固定資産税資産別調定額調	30
2 固定資産税資産別納税義務者調	30
3 都市計画税資産別調定額調	30
4 都市計画税資産別納税義務者調	30
5 固定資産税，都市計画税年度別調定額の推移	31
6 土地評価の概要	32
(1) 総括	32
(2) 納税義務者数	32
(3) 土地の評価状況	34
7 土地評価の推移	35
(1) 課税地積	35
(2) 課税筆数	35
(3) 評価額	35
8 宅地にかかる用途別評価状況（法定免税点以上のもの）	36
9 家屋評価の概要	37
(1) 総括	37
(2) 家屋評価の推移	37
① 全家屋	37
② 木造家屋	38
③ 非木造家屋	40
(3) 新增築家屋評価件数等調	40

10 償却資産の概要	42
(1) 総括	42
(2) 納税義務者数	42
(3) 償却資産調定額等調	43
(4) 償却資産調定額の推移	43
11 固定資産課税台帳の閲覧状況	44
12 固定資産評価審査委員会	44
固定資産評価審査委員会審査状況	44

〔入湯税〕

1 入湯税調定額調	45
2 月別入湯者数調	45

〔徴収関係〕

1 督促状発付状況	46
2 市税の預金口座振替状況	46
3 過誤納金の還付状況	48
4 差押件数調	50
5 令和元年度不納欠損処分事由別	51
6 不納欠損額状況	51

〔その他〕

1 証明件数の推移	52
2 証明手数料一覧	52
3 公示送達 of 推移	53
4 税務手当（特殊勤務手当）	53
5 市税の賦課徴収に要する経費決算額調	54

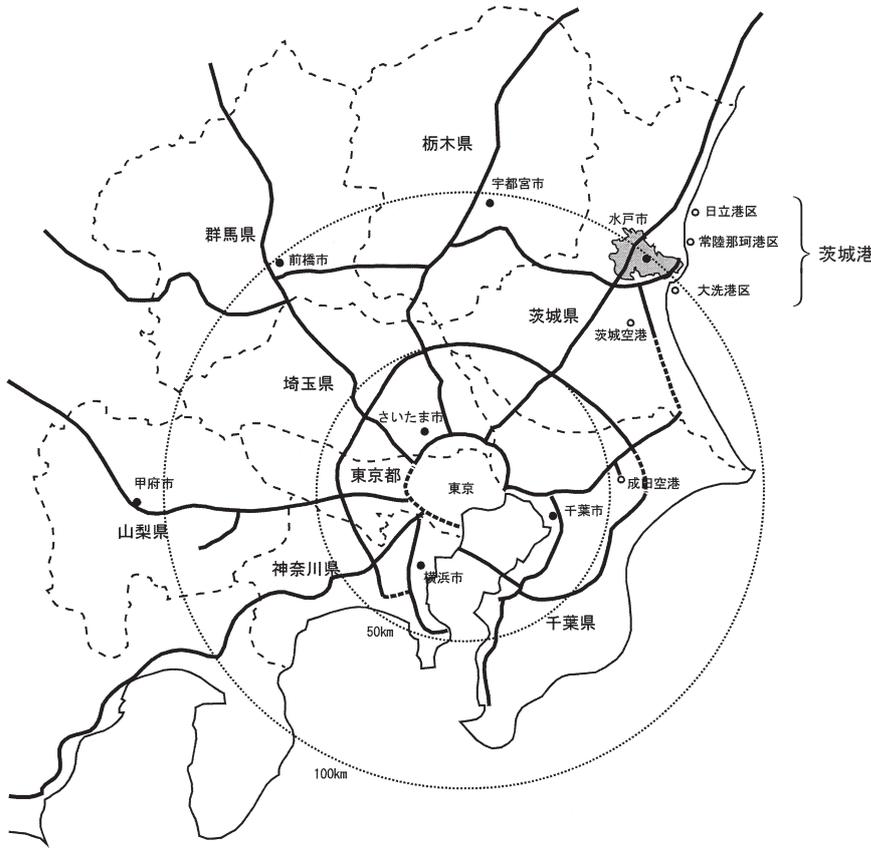
〔税率等〕	56
-------	----

〔譲与税等の譲与等の基準〕	62
---------------	----

〔市税の税率等の推移〕	65
-------------	----

〔総括〕

1 位置と面積等

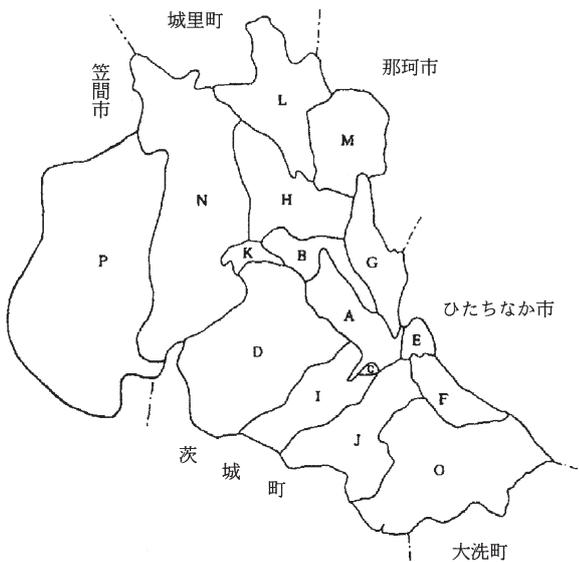


市域面積	217.32km ²
東西	23.7km
南北	18.2km
市役所の位置	
東経	140° 28' 17"
北緯	36° 21' 57"

2 市域の変遷

市域のひろがり

符号	編入年月日	旧町村名	面積(km ²)	人口(人)
A	明治22年 4月 1日	市制施行	6.17	25,591
B	昭和 8年 3月15日	常磐村	13.26	64,771
C	昭和24年11月 3日	吉田村の一部	13.37	67,885
D	昭和27年 4月 1日	緑岡村	39.23	82,351
E	昭和27年 4月 1日	上大野村の一部		
F	昭和30年 4月 1日	上大野村		
G	昭和30年 4月 1日	柳河村		
H	昭和30年 4月 1日	渡里村		
I	昭和30年 4月 1日	吉田村	86.93	110,436
J	昭和30年 4月 1日	酒門村の一部		
K	昭和30年 4月 1日	河和田村の一部		
L	昭和32年 6月 1日	飯富村	111.54	120,775
M	昭和32年 6月 1日	国田村		
N	昭和33年 4月 1日	赤塚村	146.02	132,944
O	平成 4年 3月 3日	常澄村	175.90	246,600
P	平成17年 2月 1日	内原町	217.45	262,603



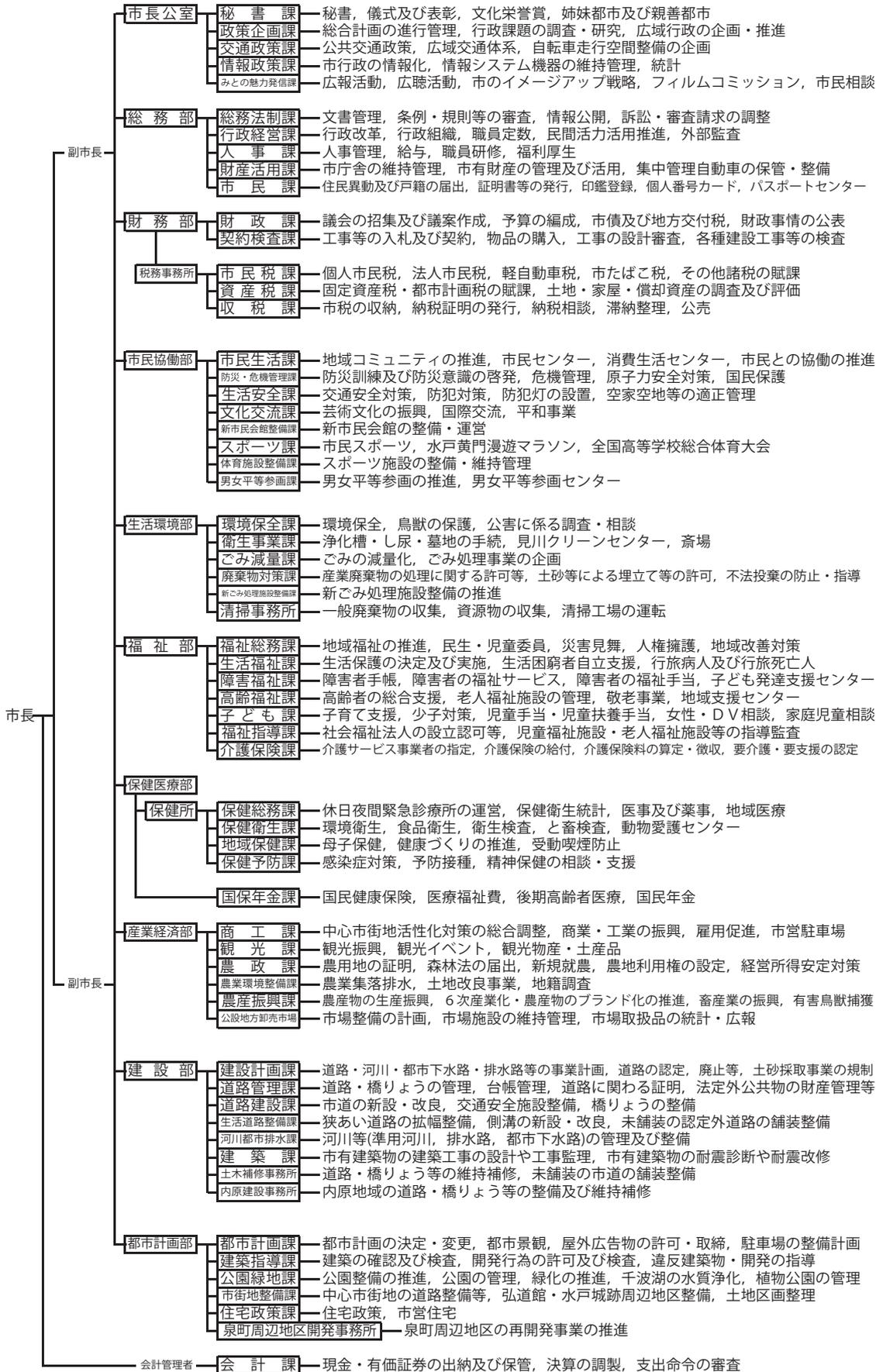
注 1 人口は、各年10月1日現在
 2 平成19年10月1日から笠間市との境界修正を要因として、面積が217.43km²となっている。
 3 平成26年10月1日から面積計測方法の変更を要因として、面積が217.32km²となっている。

3 行政機構図

令和2年4月1日現在

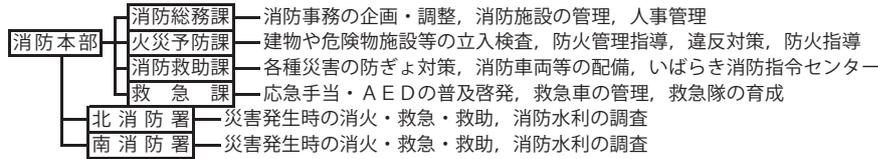
《主な仕事》

[市長部局]



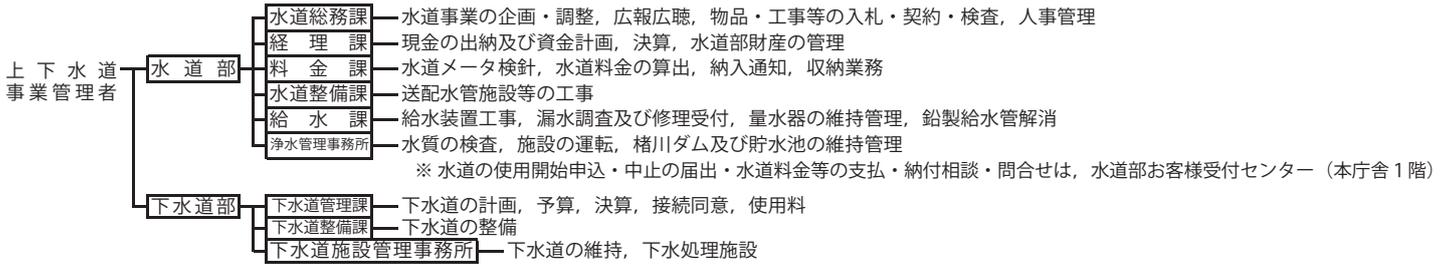
《主な仕事》

[消 防]

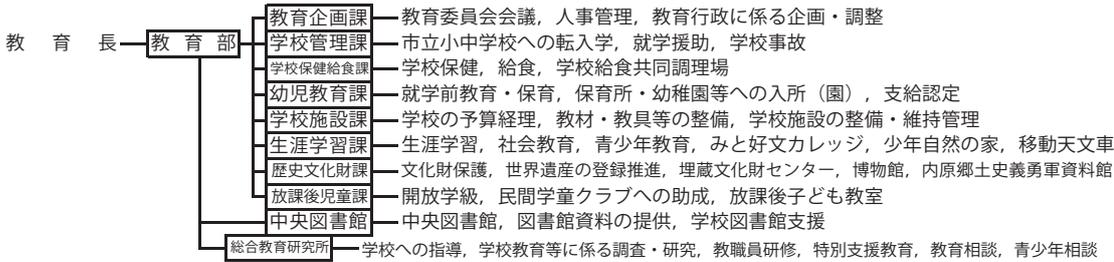


※ 119番通報の受付及び出動命令は、いばらき消防指令センター（内原庁舎）

[上下水道局]



[教育委員会]



[選挙管理委員会]

選挙管理委員会事務局 — 選挙の執行管理, 選挙人名簿の整理, 選挙の啓発

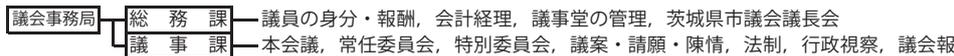
[監査委員]

監査委員事務局 — 監査, 決算審査, 現金の出納検査

[農業委員会]

農業委員会事務局 — 農地の権利移動, 農地転用, 農業者年金, 農業委員会報

[議会]



4 税務機構及び事務分掌（4月1日現在）

課 名	係 名	所 長	課 長	副 参 事	課 長 補 佐	係 長	事 務 職 員	計	事 務 分 掌	
		1						1		
税 務 事 務	市 民 税 制 係		1	(1)	2			3 (1)		
						1	2	3	1 税務事務所内の調整に関する事 2 税務事務所内の予算調整, 経理及び庶務に 関すること。 3 市税の統計に関する事。 4 市税に係る条例及び規則に関する事。 5 税制度の調査に関する事。 6 地方譲与税, 利子割交付金, 配当割交付金, 株式等譲渡所得割交付金, 法人事業税交付金, 地方消費税交付金, ゴルフ場利用税交付金及び 環境性能割交付金に関する事。 7 水戸を応援する寄附金に関する事。 8 固定資産評価審査委員会に関する事。	
	税 課	諸 税 係					1	3	4	1 市税等の調定に関する事。 2 課税証明（市民課において処理できないもの に限る。）に関する事。 3 市たばこ税及び軽自動車税の調査及び賦課に 関すること。 4 法人マスターの管理に関する事。 5 法人市民税の調査及び賦課に関する事。 6 入湯税の調査及び賦課に関する事。
			市民税第1係				1	7	8	1 市民税の調査及び賦課に関する事。
		市民税第2係				1	7	8	1 市民税の調査及び賦課に関する事。	
		小 計	1	(1)	2	4	19	26 (1)		
	所 資 産 税 課	資 産 税 係		1		3			4	
							1	4	5	1 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する 事。 2 国有資産等所在市町村交付金に関する事。 3 課税証明（市民課において処理できないもの に限る。）に関する事。
			家屋第1係				(1)	5	5 (1)	1 家屋の調査及び評価に関する事。
			家屋第2係				1	5	6	1 家屋の調査及び評価に関する事。
		土地評価係				1	4	5	1 土地の評価に関する事。 2 特別土地保有税の調査及び賦課に関する事。	
		土地調査係				1	4	5	1 土地の調査に関する事。	
		償却資産係				1	3	4	1 償却資産の調査及び評価に関する事。	
		小 計	1		3	5 (1)	25	34 (1)		

課 名	係 名	所 長	課 長	副 参 事	課 長 補 佐	係 長	事 務 職 員	計	事務分掌	
税 務 事 務 所			1	(1)	3			4 (1)		
	収 管 理 係					1	8	9	1 収納対策の総合調整に関すること。 2 納税思想の普及及び納税相談に関すること。 3 市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の収納管理に関すること。 4 納税証明（市民課において処理できないものに限る。）に関すること。 5 市税等の過誤納金の還付に関すること。 6 督促状の発付に関すること。 7 市税の減免に関すること。 8 市税等の口座振替に関すること。 9 茨城租税債権管理機構に関すること。	
	整理第1係					1	7	8	1 市税等の滞納整理に関すること。 2 差押え及び公売に関すること。 3 市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4 市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5 他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6 債権の管理に関すること。	
	整理第2係					1	6	7	1 市税等の滞納整理に関すること。 2 差押え及び公売に関すること。 3 市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4 市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5 他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6 債権の管理に関すること。	
	整理第3係					1	6	7	1 市税等の滞納整理に関すること。 2 差押え及び公売に関すること。 3 市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4 市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5 他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6 債権の管理に関すること。	
	整理第4係					1	5	6	1 市税等の滞納整理に関すること。 2 差押え及び公売に関すること。 3 市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4 市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5 他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6 債権の管理に関すること。	
	小 計		1	(1)	3	5	32	41 (1)		
	合 計	1	3	(2)	8	14 (1)	76	102 (3)		

※副参事（）内は副参事兼課長補佐で、課長補佐の人員に含まれている。

※係長（）内は課長補佐兼係長で、課長補佐の人員に含まれている。

5 人口、世帯数調（4月1日現在）

年度 \ 区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1km ² 当り人口 (人)	1km ² 当り世帯数 (世帯)	1世帯当り人員 (人)
H28	270,528	117,963	1,245	543	2.29
H29	270,376	119,193	1,244	548	2.27
H30	269,925	120,088	1,242	553	2.25
R1	269,596	121,377	1,241	559	2.22
R2	269,015	122,633	1,238	564	2.19

6 税務職員の推移（4月1日現在）

年度 \ 区分	税務職員数 (人)	職員1人当り人口 (人)	職員1人当り世帯数 (世帯)	職員1人当り面積 (km ²)
H28	100	2,705	1,180	2.17
H29	102	2,651	1,169	2.13
H30	100	2,699	1,201	2.17
R1	101	2,669	1,202	2.15
R2	102	2,637	1,202	2.13

7 各会計別歳入歳出予算（決算）

（単位:千円）

会計別	年 度	R 2 年 度 当 初 予 算	R 元 年 度 決 算	
			歳 入	歳 出
一 般 会 計		121,706,000	131,052,751	125,423,898
特 別 会 計		53,276,800	53,233,358	51,071,882
国民健康保険会計		22,457,000	23,405,281	23,293,520
公設地方卸売市場事業会計		1,073,000	1,136,964	495,943
駐車場事業会計		151,000	167,054	155,890
農業集落排水事業会計		796,000	989,854	939,909
東前第四土地区画整理事業会計		-	4,235	4,235
東前第二土地区画整理事業会計		255,000	280,420	148,772
公共用地先行取得事業会計		412,500	234,224	234,224
介護保険会計		24,185,000	23,787,747	22,578,602
介護サービス事業会計		46,300	42,062	36,708
後期高齢者医療会計		3,901,000	3,185,517	3,184,079
合 計		174,982,800	184,286,109	176,495,780

8 市民1人当りの一般会計歳出額と市税負担額の推移（当初予算）

（単位:円）

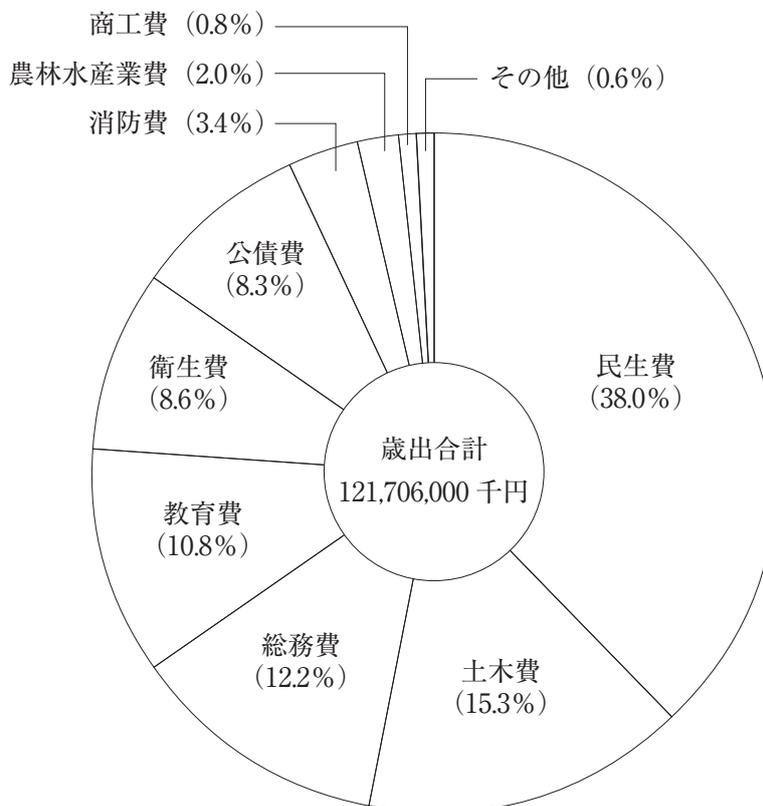
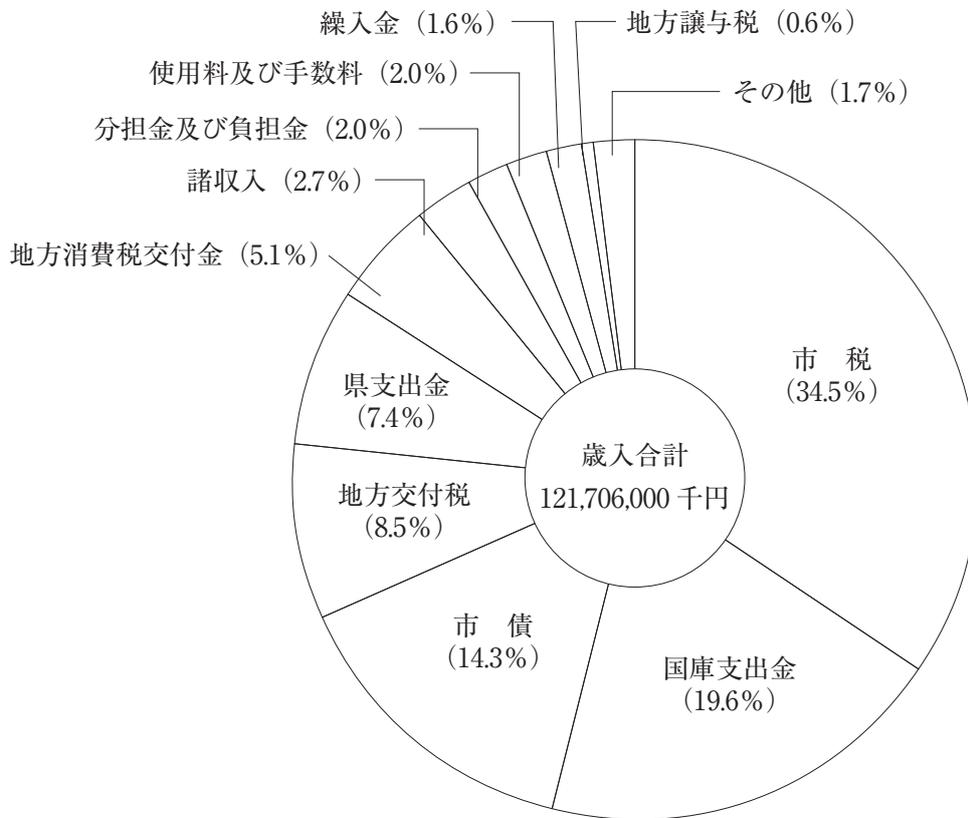
区分 年度	一 般 会 計 歳 出 額		市 税 負 担 額	
	1世帯当り	市民1人当り	1世帯当り	市民1人当り
H28	959,148	418,172	344,536	150,212
H29	1,048,686	462,304	351,706	155,046
H30	1,082,648	481,663	349,456	155,471
R1	1,053,898	474,484	349,671	157,428
R2	992,441	452,413	335,521	152,950

9 令和2年度一般会計歳入歳出予算（当初）

（単位：千円）

歳 入			歳 出		
款 項	予算額	構成比 (%)	款 項	予算額	構成比 (%)
1 市 税	41,923,961	34.5	1 議 会 費	570,545	0.5
(1) 市 民 税	21,115,868	(17.4)	2 総 務 費	14,853,793	12.2
(2) 固 定 資 産 税	16,603,320	(13.6)	(2) 徴 税 費	1,255,391	(1.0)
(3) 軽 自 動 車 税	684,211	(0.6)	① 税 務 総 務 費	905,210	(0.7)
(4) 市 た ば こ 税	1,827,305	(1.5)	② 賦 課 徴 収 費	350,181	(0.3)
(5) 入 湯 税	6,120	(0.0)	3 民 生 費	46,259,555	38.0
(6) 都 市 計 画 税	1,687,137	(1.4)	4 衛 生 費	10,440,173	8.6
2 地 方 譲 与 税	777,000	0.6	5 労 働 費	50,319	0.0
3 利 子 割 交 付 金	38,000	0.0	6 農 林 水 産 業 費	2,375,086	2.0
4 配 当 割 交 付 金	167,000	0.1	7 商 工 費	1,022,134	0.8
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	91,000	0.1	8 土 木 費	18,628,129	15.3
6 法 人 事 業 税 交 付 金	477,000	0.4	9 消 防 費	4,119,348	3.4
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,202,000	5.1	10 教 育 費	13,180,648	10.8
8 ゴルフ場利用税交付金	61,000	0.1	11 災 害 復 旧 費	2	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	86,000	0.1	12 公 債 費	10,106,268	8.3
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	400	0.0	13 予 備 費	100,000	0.1
11 地 方 特 例 交 付 金	292,000	0.2			
12 地 方 交 付 税	10,325,000	8.5			
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	42,000	0.0			
14 分 担 金 及 び 負 担 金	2,471,796	2.0			
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,473,097	2.0			
16 国 庫 支 出 金	23,828,742	19.6			
17 県 支 出 金	9,036,454	7.4			
18 財 産 収 入	278,512	0.2			
19 寄 附 金	322,075	0.3			
20 繰 入 金	1,914,126	1.6			
21 繰 越 金	200,000	0.2			
22 諸 収 入	3,242,737	2.7			
23 市 債	17,456,100	14.3			
歳 入 合 計	121,706,000	100.0	歳 出 合 計	121,706,000	100.0

10 令和2年度一般会計歳入歳出予算（当初）構成比図

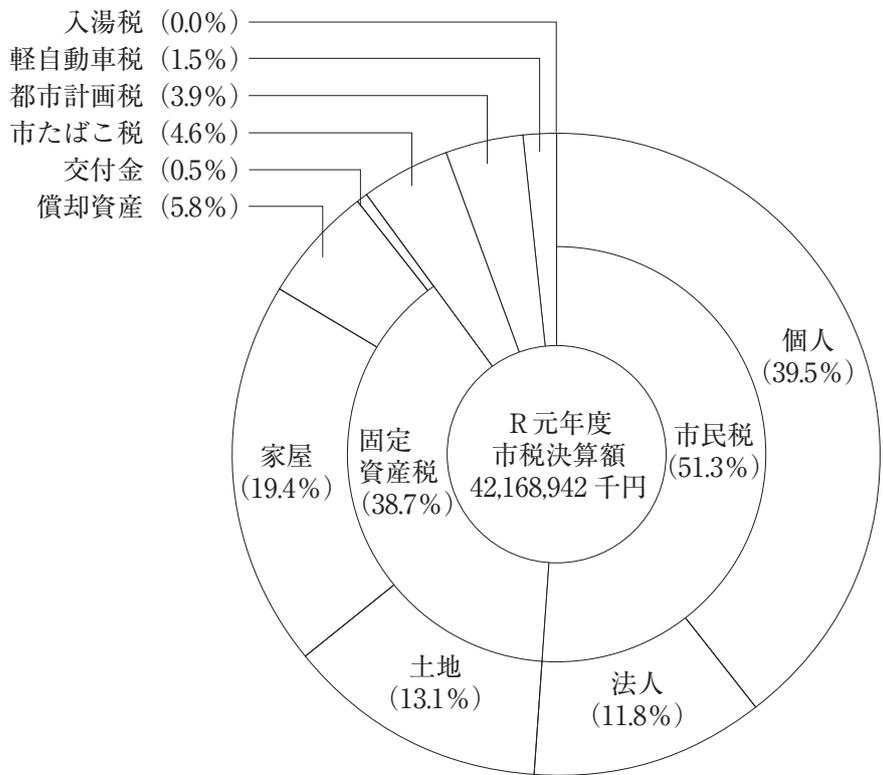
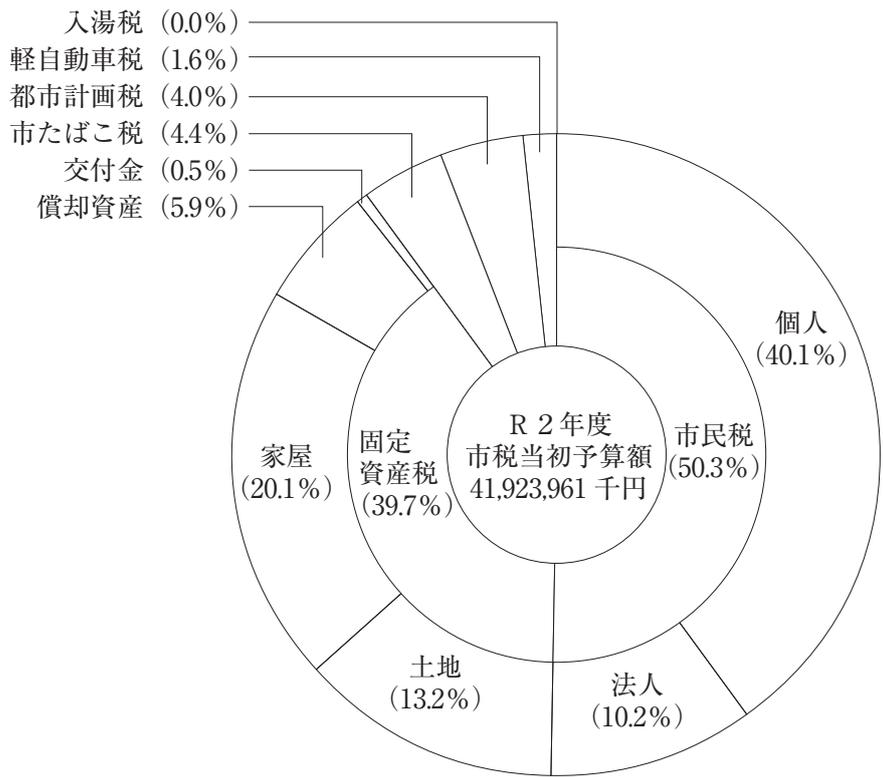


11 令和2年度市税当初予算

(単位:千円)

税目	区分	現年課税分	滞納繰越分	合計	構成比(%)
1	市民税	20,945,055	170,813	21,115,868	50.3
	(1) 個人	16,678,015	151,010	16,829,025	40.1
	均等割	470,848	4,263.26	475,111	1.1
	所得割	16,207,167	146,747	16,353,914	39.0
	(2) 法人	4,267,040	19,803	4,286,843	10.2
	均等割	1,348,941	6,260	1,355,201	3.2
	法人税割	2,918,099	13,543	2,931,642	7.0
2	固定資産税	16,451,348	151,972	16,603,320	39.7
	(1) 純固定資産税	16,252,203	151,972	16,404,175	39.2
	土地	5,472,553	51,173	5,523,726	13.2
	家屋	8,328,015	77,874	8,405,889	20.1
	償却資産	2,451,635	22,925	2,474,560	5.9
	(2) 交付金及び納付金	199,145	-	199,145	0.5
	交付金	199,145	-	199,145	0.5
	納付金	-	-	-	-
3	軽自動車税	671,943	12,268	684,211	1.6
	環境性能割	30,191	-	30,191	0.1
	種別割	641,752	-	641,752	1.5
	旧軽自動車税	-	12,268	12,268	0.0
4	市たばこ税	1,827,305	-	1,827,305	4.4
5	入湯税	6,120	-	6,120	0.0
6	都市計画税	1,674,582	12,555	1,687,137	4.0
	土地	757,027	5,676	762,703	1.8
	家屋	917,555	6,879	924,434	2.2
	合計	41,570,233	359,876	41,923,961	100.0

12 市税税目別構成比図

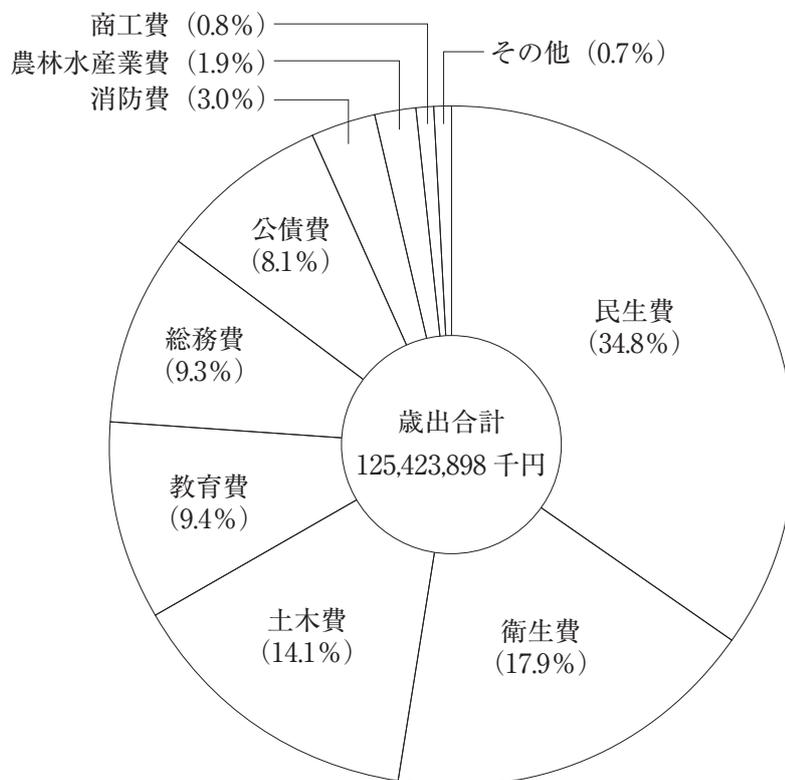
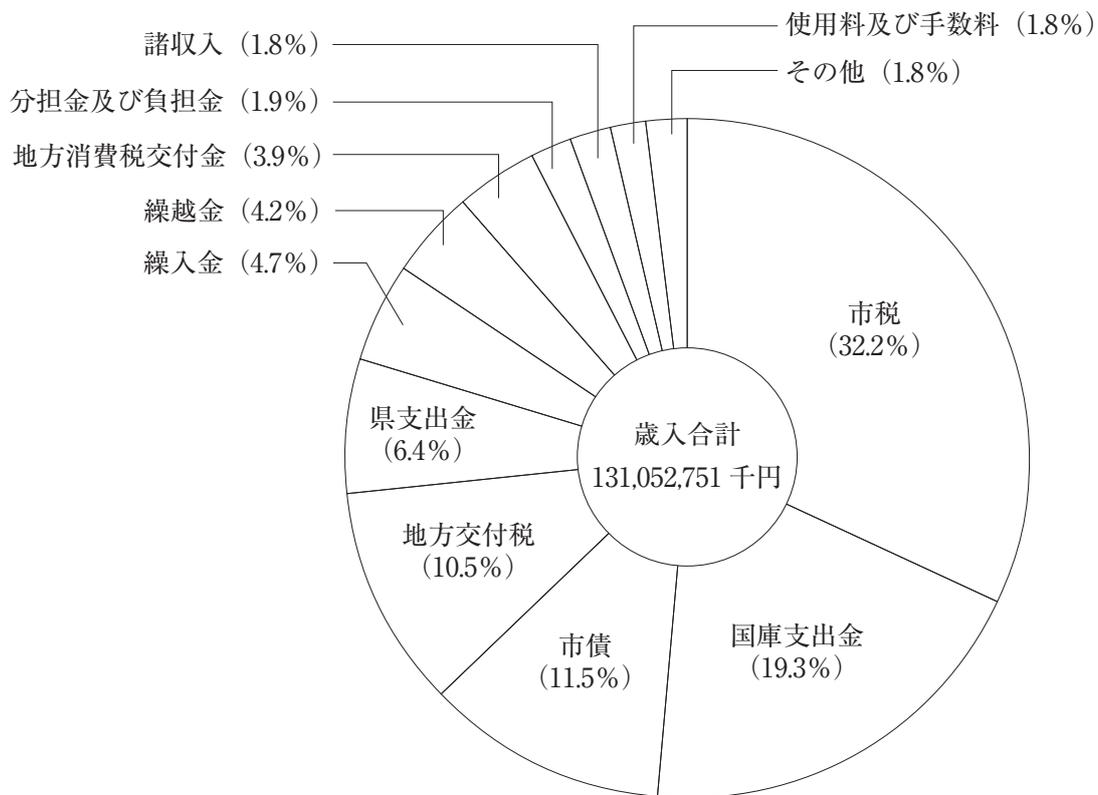


13 令和元年度一般会計歳入歳出決算

(単位:千円)

歳 入			歳 出		
款 項	決算額	構成比 (%)	款 項	決算額	構成比 (%)
1 市 税	42,168,942	32.2	1 議 会 費	534,684	0.4
(1) 市 民 税	21,630,706	(16.5)	2 総 務 費	11,624,225	9.3
(2) 固 定 資 産 税	16,303,858	(12.4)	(2) 徴 税 費	1,205,507	(1.0)
(3) 軽 自 動 車 税	639,104	(0.5)	① 税 務 総 務 費	868,525	(0.7)
(4) 市 た ば こ 税	1,931,502	(1.5)	② 賦 課 徴 収 費	336,982	(0.3)
(5) 入 湯 税	338	(0.0)	3 民 生 費	43,624,014	34.8
(6) 都 市 計 画 税	1,663,434	(1.3)	4 衛 生 費	22,496,732	17.9
2 地 方 譲 与 税	775,223	0.6	5 労 働 費	52,857	0.0
3 利 子 割 交 付 金	30,614	0.0	6 農 林 水 産 業 費	2,341,069	1.9
4 配 当 割 交 付 金	170,404	0.1	7 商 工 費	1,009,860	0.8
5 株 式 等 譲 渡 所 金 得 割 交 付 金	103,560	0.1	8 土 木 費	17,662,981	14.1
6 地 方 消 費 税 交 付 金	5,108,496	3.9	9 消 防 費	3,709,706	3.0
7 ゴルフ場利用税交付金	61,239	0.1	10 教 育 費	11,802,355	9.4
8 自動車取得税交付金	110,311	0.1	11 災 害 復 旧 費	445,808	0.3
9 環境性能割交付金	33,902	0.0	12 公 債 費	10,119,607	8.1
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	426	0.0	13 予 備 費	0	-
11 地方特例交付金	614,455	0.5			
12 地 方 交 付 税	13,764,822	10.5			
13 交通安全対策特別交付金	39,822	0.0			
14 分担金及び負担金	2,522,810	1.9			
15 使用料及び手数料	2,348,690	1.8			
16 国 庫 支 出 金	25,285,513	19.3			
17 県 支 出 金	8,332,847	6.4			
18 財 産 収 入	118,822	0.1			
19 寄 附 金	290,685	0.2			
20 繰 入 金	6,212,415	4.7			
21 繰 越 金	5,510,619	4.2			
22 諸 収 入	2,396,764	1.8			
23 市 債	15,051,370	11.5			
歳 入 合 計	131,052,751	100.0	歳 出 合 計	125,423,898	100.0

14 令和元年度一般会計歳入歳出決算構成比図



15 市税の推移

(単位:千円)

科 目	年 度	H 29				
		予 算 額	決 算 額		収 入 歩 合	
			調 定 額	収 入 額	対 予 算 (%)	対 調 定 (%)
市 税		41,920,835	43,564,836	41,653,641	99.4	95.6
現 年 課 税 分		41,539,852	41,768,727	41,222,458	99.2	98.7
滞 納 繰 越 分		380,983	1,796,109	431,183	113.2	24.0
1 市 民 税		21,621,046	22,273,400	21,297,268	98.5	95.6
現 年 課 税 分		21,421,593	21,388,986	21,102,371	98.5	98.7
個 人		15,961,612	16,299,948	16,056,095	100.6	98.5
法 人		5,459,981	5,089,038	5,046,276	92.4	99.2
均 等 割		1,295,863	1,344,801	1,310,887	101.2	97.5
法 人 税 割		4,164,118	3,744,237	3,735,389	89.7	99.8
滞 納 繰 越 分		199,453	884,414	194,897	97.7	22.0
2 固 定 資 産 税		16,005,877	16,957,468	16,151,977	100.9	95.2
現 年 課 税 分		15,845,619	16,165,899	15,947,663	100.6	98.7
固 定 資 産 税		15,639,584	15,964,377	15,746,141	100.7	98.6
土 地		5,381,261	5,523,309	5,447,804	101.2	98.6
家 屋		7,885,484	8,012,272	7,902,743	100.2	98.6
償 却 資 産		2,372,839	2,428,796	2,395,594	101.0	98.6
交 付 金 及 び 納 付 金		206,035	201,522	201,522	97.8	100.0
滞 納 繰 越 分		160,258	791,569	204,314	127.5	25.8
3 軽 自 動 車 税		596,285	642,144	585,251	98.1	91.1
現 年 課 税 分		586,832	595,239	574,525	97.9	96.5
滞 納 繰 越 分		9,453	46,905	10,726	113.5	22.9
4 市 た ば こ 税		2,054,746	1,962,153	1,962,153	95.5	100.0
現 年 課 税 分		2,054,746	1,962,153	1,962,153	95.5	100.0
滞 納 繰 越 分		-	-	-	-	-
5 入 湯 税		-	-	-	-	-
現 年 課 税 分		-	-	-	-	-
滞 納 繰 越 分		-	-	-	-	-
6 都 市 計 画 税		1,642,881	1,729,671	1,656,992	100.9	95.8
現 年 課 税 分		1,631,062	1,656,450	1,635,746	100.3	98.8
滞 納 繰 越 分		11,819	73,221	21,246	179.8	29.0
前 年 比	市 税	103.1	99.3	99.9		
	現 年 課 税 分	103.6	100.2	100.3		
	滞 納 繰 越 分	71.0	82.3	69.9		

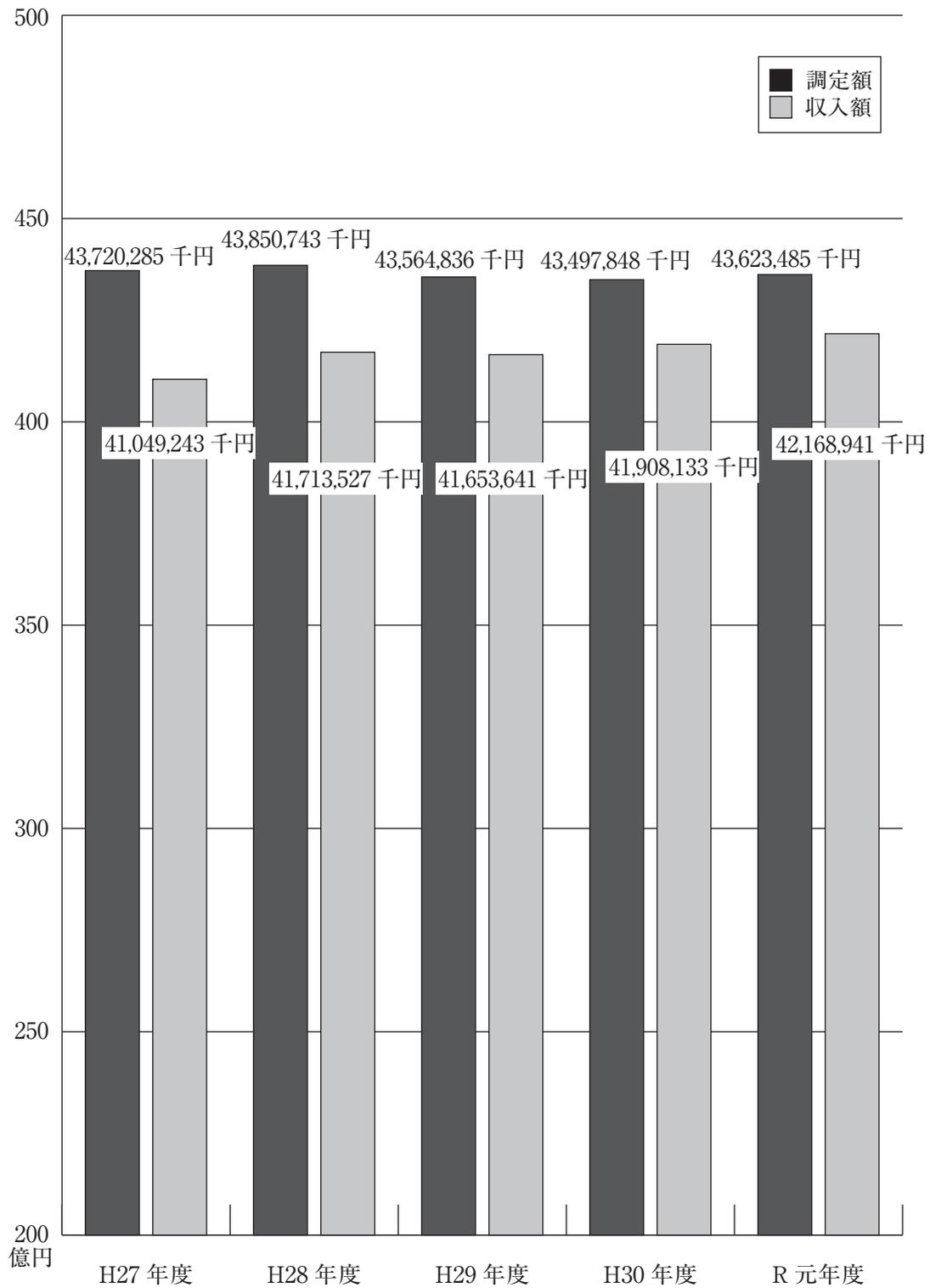
(単位:千円)

科 目	年 度	H 30				
		予 算 額	決 算 額		収 入 歩 合	
			調 定 額	収 入 額	対 予 算 (%)	対 調 定 (%)
市 税		41,965,436	43,497,848	41,908,133	99.9	96.3
現 年 課 税 分		41,592,091	41,950,572	41,460,909	99.7	98.8
滞 納 繰 越 分		373,345	1,547,276	447,224	119.8	28.9
1 市 民 税		21,723,295	22,555,579	21,737,380	100.1	96.4
現 年 課 税 分		21,559,926	21,771,902	21,519,245	99.8	98.8
個 人		16,399,739	16,627,987	16,396,499	100.0	98.6
法 人		5,160,187	5,143,915	5,122,746	99.3	99.6
均 等 割		1,335,011	1,323,868	1,316,546	98.6	99.4
法 人 税 割		3,825,176	3,820,047	3,806,200	99.5	99.6
滞 納 繰 越 分		163,369	783,677	218,135	133.5	27.8
2 固 定 資 産 税		15,972,934	16,673,539	16,011,801	100.2	96.0
現 年 課 税 分		15,789,926	16,012,830	15,814,959	100.2	98.8
固 定 資 産 税		15,588,401	15,811,661	15,613,790	100.2	98.7
土 地		5,405,625	5,495,828	5,427,041	100.4	98.7
家 屋		7,773,490	7,902,178	7,803,304	100.4	98.7
償 却 資 産		2,409,286	2,413,655	2,383,445	98.9	98.7
交付金及び納付金		201,525	201,169	201,169	99.8	100.0
滞 納 繰 越 分		183,008	660,709	196,842	107.6	29.8
3 軽 自 動 車 税		626,399	665,860	609,625	97.3	91.6
現 年 課 税 分		615,712	618,377	598,266	97.2	96.7
滞 納 繰 越 分		10,687	47,483	11,359	106.3	23.9
4 市 た ば こ 税		2,006,006	1,910,309	1,910,309	95.2	100.0
現 年 課 税 分		2,006,006	1,910,309	1,910,309	95.2	100.0
滞 納 繰 越 分		-	-	-	-	-
5 入 湯 税		-	-	-	-	-
現 年 課 税 分		-	-	-	-	-
滞 納 繰 越 分		-	-	-	-	-
6 都 市 計 画 税		1,636,802	1,692,561	1,639,018	100.1	96.8
現 年 課 税 分		1,620,521	1,637,154	1,618,130	99.9	98.8
滞 納 繰 越 分		16,281	55,407	20,888	128.3	37.7
前 年 比	市 税	100.1	99.8	100.6		
	現 年 課 税 分	100.1	100.4	100.6		
	滞 納 繰 越 分	98.0	86.1	103.7		

(単位:千円)

科 目	年 度	R 1				
		予 算 額	決 算 額		収 入 歩 合	
			調 定 額	収 入 額	対 予 算 (%)	対 調 定 (%)
市 税		42,442,067	43,623,485	42,168,941	99.4	96.7
現 年 課 税 分		42,114,080	42,216,817	41,749,869	99.1	98.9
滞 納 繰 越 分		327,987	1,406,668	419,072	127.8	29.8
1 市 民 税		22,099,553	22,388,824	21,630,706	97.9	96.6
現 年 課 税 分		21,930,536	21,658,860	21,428,151	97.7	98.9
個 人		16,740,356	16,669,672	16,461,753	98.3	98.8
法 人		5,190,180	4,989,188	4,966,398	95.7	99.5
均 等 割		1,328,325	1,321,209	1,316,095	99.1	99.6
法 人 税 割		3,861,855	3,667,979	3,650,303	94.5	99.5
滞 納 繰 越 分		169,017	729,964	202,555	119.8	27.7
2 固 定 資 産 税		16,180,715	16,897,819	16,303,858	100.8	96.5
現 年 課 税 分		16,043,482	16,315,774	16,118,214	100.5	98.8
固 定 資 産 税		15,844,003	16,116,629	15,919,069	100.5	98.8
土 地		5,402,472	5,511,669	5,444,322	100.8	98.8
家 屋		8,055,709	8,176,690	8,070,968	100.2	98.7
償 却 資 産		2,385,822	2,428,270	2,403,779	100.8	99.0
交 付 金 及 び 納 付 金		199,479	199,145	199,145	99.8	100.0
滞 納 繰 越 分		137,233	582,045	185,644	135.3	31.9
3 軽 自 動 車 税		636,725	697,191	639,103	100.4	91.7
現 年 課 税 分		626,347	646,977	627,318	100.2	97.0
滞 納 繰 越 分		10,378	50,214	11,785	113.6	23.5
4 市 た ば こ 税		1,870,037	1,931,502	1,931,502	103.3	100.0
現 年 課 税 分		1,870,037	1,931,502	1,931,502	103.3	100.0
滞 納 繰 越 分		-	-	-	-	-
5 入 湯 税		-	338	338	-	100.0
現 年 課 税 分		-	338	338	-	100.0
滞 納 繰 越 分		-	-	-	-	-
6 都 市 計 画 税		1,655,037	1,707,811	1,663,434	100.5	97.4
現 年 課 税 分		1,643,678	1,663,366	1,644,346	100.0	98.9
滞 納 繰 越 分		11,359	44,445	19,088	168.0	42.9
前 年 比	市 税	101.1	100.3	100.6		
	現 年 課 税 分	101.3	100.6	100.7		
	滞 納 繰 越 分	87.9	90.9	93.7		

16 市税の決算額の推移



[市民税]

1 個人市民税納税義務者調 (7月1日現在)

区 分	H28		H29	
	人 員 (人)	構成比 (%)	人 員 (人)	構成比 (%)
均 等 割 の み の 者	8,055	6.2	8,091	6.2
所 得 割 の み の 者	-	-	-	-
均 等 割 所 得 割 の 者	121,238	93.8	123,118	93.8
計	129,293	100.0	131,209	100.0
前 年 比 (%)	101.3		101.5	

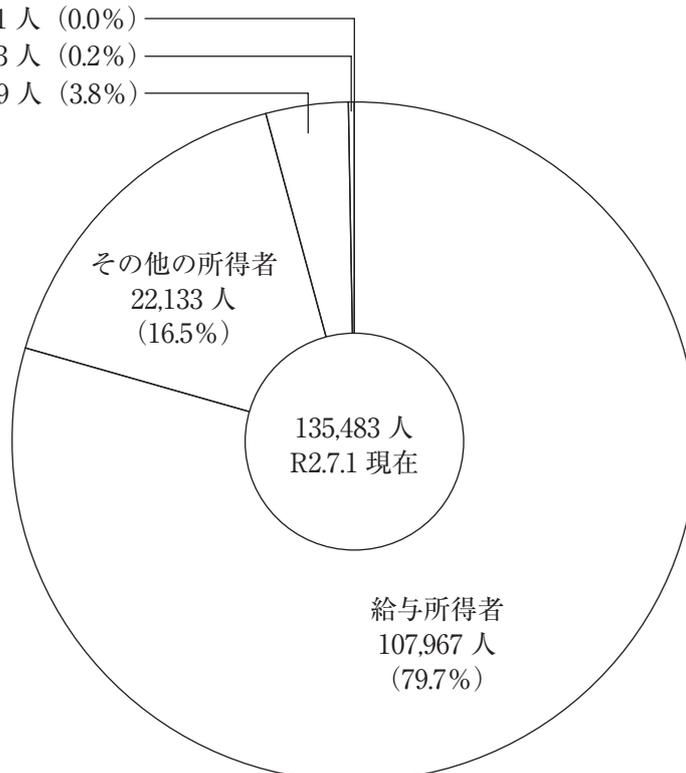
2 個人市民税調定額調 (7月1日現在)

区 分	H28		H29	
	調 定 額 (千円)	構成比 (%)	調 定 額 (千円)	構成比 (%)
均 等 割	452,526	2.9	459,232	2.9
所 得 割	15,390,573	97.1	15,611,354	97.1
計	15,843,099	100.0	16,070,586	100.0
前 年 比 (%)	101.0		101.4	

3 個人市民税所得区分別課税状況

(1) 納税義務者数

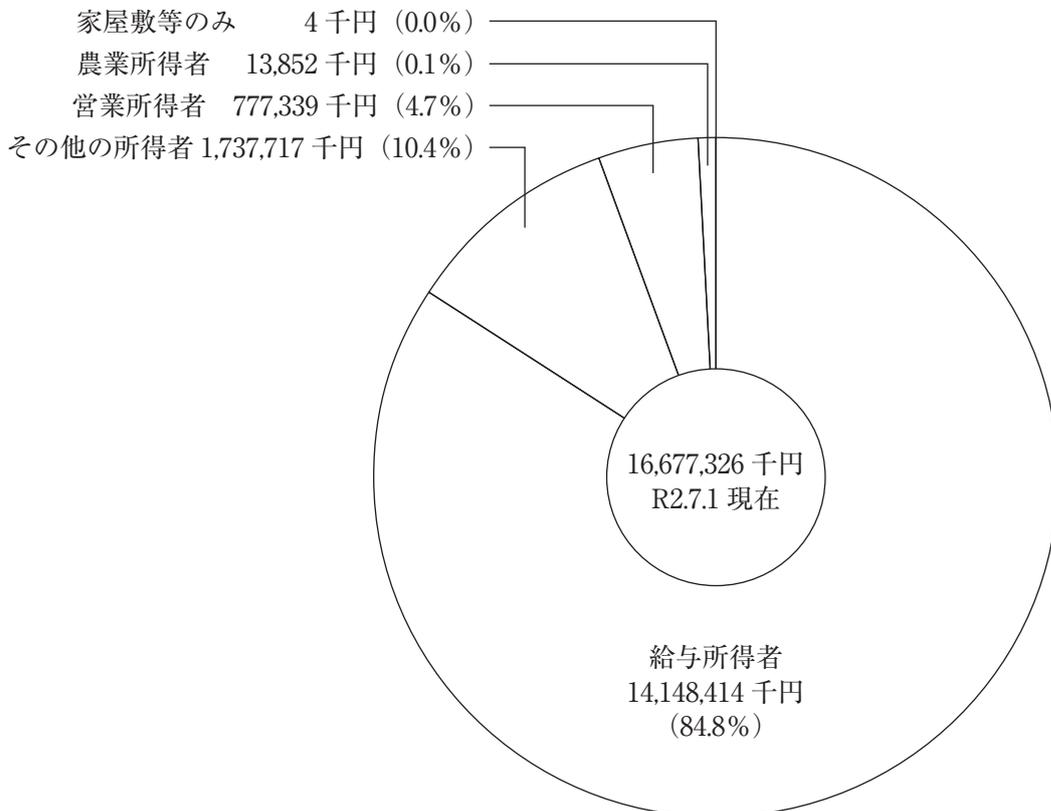
家屋敷等のみ 1人 (0.0%)
 農業所得者 213人 (0.2%)
 営業等所得者 5,169人 (3.8%)



H30		R1		R2	
人 員 (人)	構成比 (%)	人 員 (人)	構成比 (%)	人 員 (人)	構成比 (%)
8,346	6.3	8,387	6.2	8,399	6.2
-	-	-	-	-	-
124,302	93.7	125,820	93.8	127,084	93.8
132,648	100.0	134,207	100.0	135,483	100.0
101.1		101.2		101.0	

H30		R1		R2	
調 定 額 (千円)	構成比 (%)	調 定 額 (千円)	構成比 (%)	調 定 額 (千円)	構成比 (%)
464,268	2.8	469,724	2.9	474,191	2.8
15,957,121	97.2	15,933,878	97.1	16,203,135	97.2
16,421,389	100.0	16,403,602	100.0	16,677,326	100.0
102.2		102.2		101.7	

(2) 税 額



4 個人市民税年度別所得割納税義務者調 (7月1日現在)

区 分	年 度	H28		H29	
		人 員 (人)	構成比 (%)	人 員 (人)	構成比 (%)
給 与 所 得		97,970	80.8	99,586	80.9
営 業 (等) 所 得		4,388	3.6	4,463	3.6
農 業 所 得		150	0.1	201	0.2
そ の 他 の 所 得		18,730	15.5	18,868	15.3
合 計		121,238	100.0	123,118	100.0

5 個人市民税年度別所得割額調 (7月1日現在)

区 分	年 度	H28		H29	
		税 額 (千円)	構成比 (%)	税 額 (千円)	構成比 (%)
給 与 所 得		12,995,025	84.4	13,197,803	84.5
営 業 (等) 所 得		760,970	5.0	741,199	4.8
農 業 所 得		12,553	0.1	19,928	0.1
そ の 他 の 所 得		1,622,025	10.5	1,652,424	10.6
合 計		15,390,573	100.0	15,611,354	100.0

6 個人市民税課税標準額段階別 (所得割) 納税義務者調 (7月1日現在) (単位:人)

課税標準額の段階	年 度	H30	R1	R2
10万円以下の金額		4,930	4,927	4,726
10万円を超え 100万円以下		39,516	39,784	39,936
100万円 〃 200万円 〃		34,882	35,363	35,840
200万円 〃 300万円 〃		18,943	19,396	19,701
300万円 〃 400万円 〃		11,086	11,235	11,303
400万円 〃 550万円 〃		8,151	8,219	8,618
550万円 〃 700万円 〃		2,664	2,621	2,681
700万円 〃 1,000万円 〃		2,192	2,236	2,269
1,000万円を超える金額		1,938	2,039	2,010
合 計		124,302	125,820	127,084

H30		R1		R2	
人 員 (人)	構成比 (%)	人 員 (人)	構成比 (%)	人 員 (人)	構成比 (%)
100,921	81.2	102,487	81.5	103,861	81.7
4,385	3.5	4,415	3.5	4,409	3.5
214	0.2	181	0.1	148	0.1
18,782	15.1	18,737	14.9	18,666	14.7
124,302	100.0	125,820	100.0	127,084	100.0

H30		R1		R2	
税 額 (千円)	構成比 (%)	税 額 (千円)	構成比 (%)	税 額 (千円)	構成比 (%)
13,408,157	84.0	13,584,817	85.3	13,770,529	85.0
749,853	4.7	761,333	4.7	759,249	4.7
20,222	0.1	13,370	0.1	13,106	0.1
1,778,889	11.2	1,574,358	9.9	1,660,251	10.2
15,957,121	100.0	15,933,878	100.0	16,203,135	100.0

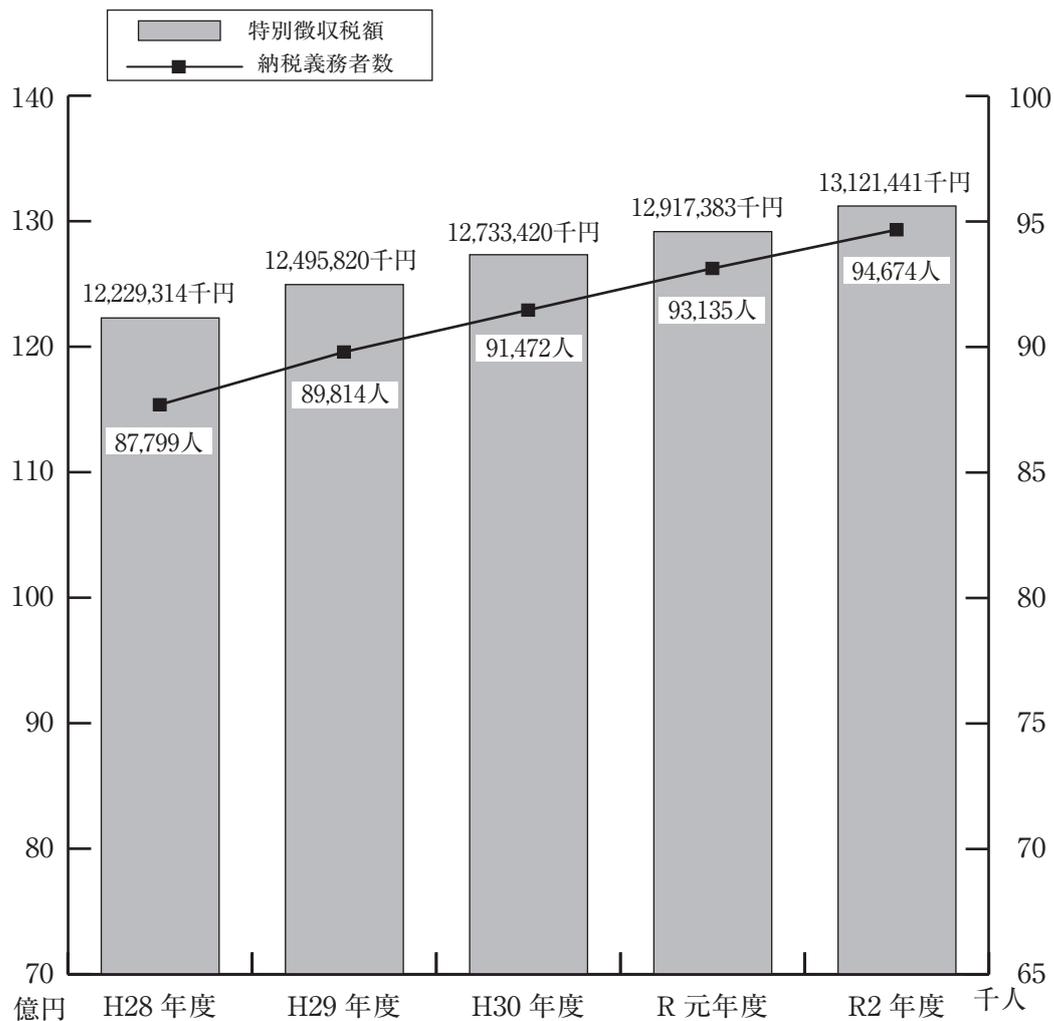
7 個人市民税課税標準額段階別所得割額課税状況 (7月1日現在) (単位:千円)

年 度	H30	R1	R2
課税標準額の段階			
10万円以下の金額	76,125	80,151	91,907
10万円を超え 100万円以下	1,257,126	1,259,078	1,264,824
100万円 ♪ 200万円 ♪	2,874,991	2,895,850	2,955,403
200万円 ♪ 300万円 ♪	2,662,247	2,707,890	2,719,835
300万円 ♪ 400万円 ♪	2,255,842	2,276,089	2,312,344
400万円 ♪ 550万円 ♪	2,216,620	2,215,612	2,311,215
550万円 ♪ 700万円 ♪	971,203	940,079	952,445
700万円 ♪ 1,000万円 ♪	1,076,149	1,077,890	1,085,322
1,000万円を超える金額	2,566,308	2,481,118	2,509,109
合 計	15,956,611	15,933,757	16,202,404

8 個人市民税特別徴収義務者等に関する調（7月1日現在）

区分		年度				
		H28	H29	H30	R1	R2
特別徴収義務者数（人）	給与特徴	12,426	12,960	13,198	13,485	13,646
	年金特徴	8	8	8	7	7
納税義務者数（人）	給与特徴	87,799	89,814	91,472	93,135	94,674
	年金特徴	18,866	19,432	19,666	20,029	20,222
うち均等割のみ（人）	給与特徴	2,709	2,709	2,845	2,884	2,902
	年金特徴	2,242	2,478	2,660	2,770	2,862
特別徴収税額（千円）	給与特徴	12,229,314	12,495,820	12,733,420	12,917,383	13,121,441
	年金特徴	621,264	624,356	627,291	621,359	625,105

9 個人市民税特別徴収税額(給与特徴)の推移



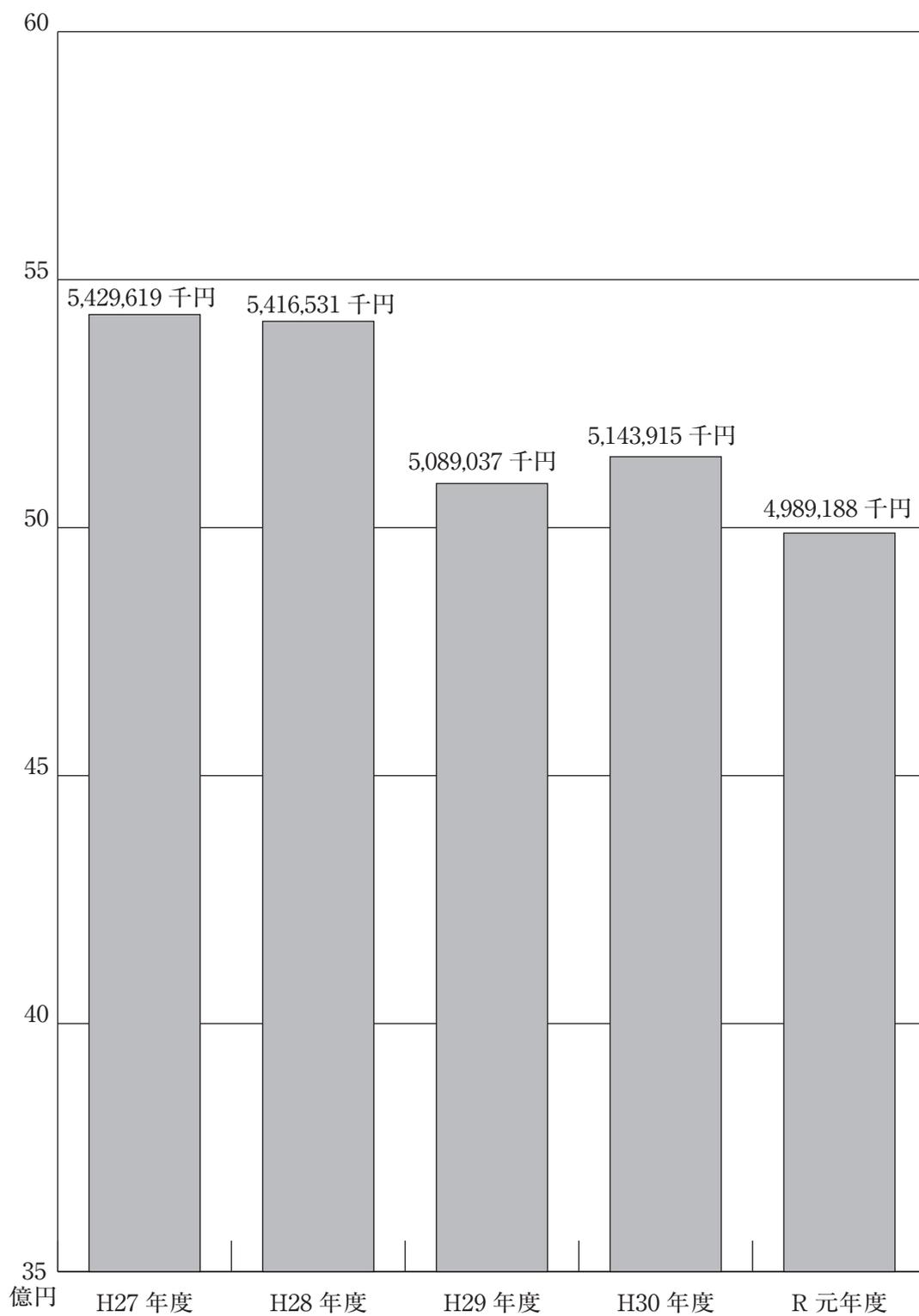
10 法人市民税調定額調 (3月31日現在)

年度	区分	納税義務者数(社)	均等割額(千円)	法人税割額(千円)	合計(千円)
H27		8,399	1,281,629	4,147,990	5,429,619
H28		8,488	1,341,513	4,075,018	5,416,531
H29		8,540	1,344,800	3,744,237	5,089,037
H30		8,593	1,323,868	3,820,047	5,143,915
R1		8,665	1,321,209	3,667,979	4,989,188

11 法人市民税年度月別調定額調

年度	H29		H30		R1	
	申告件数 (件)	調定額 (千円)	申告件数 (件)	調定額 (千円)	申告件数 (件)	調定額 (千円)
4月	1,051	155,597	1,077	138,706	1,107	149,476
5月	2,124	514,148	2,092	535,271	2,041	585,148
6月	1,931	1,703,497	1,889	1,748,928	1,812	1,473,283
7月	899	127,462	922	149,612	940	168,686
8月	966	235,465	970	225,016	1,005	219,502
9月	832	171,255	804	148,026	786	175,366
10月	851	190,501	866	198,597	882	179,539
11月	1,917	1,169,350	1,896	1,138,943	1,895	1,179,519
12月	869	395,660	903	469,440	959	432,748
1月	460	78,010	480	86,361	477	73,694
2月	805	113,513	795	123,792	786	133,897
3月	675	234,579	687	181,223	730	218,330
計	13,380	5,089,037	13,381	5,143,915	13,420	4,989,188

12 法人市民税調定額の推移



13 法人市民税均等割納税義務者数調 (3月31日現在)

法人の内訳		H29年度 (社)	H30年度 (社)	R元年度 (社)
資本金等の額	従業者数			
50億円超	50人超	77	75	69
10億円超 50億円以下	50人超	19	18	20
10億円超	50人以下	631	627	636
1億円超 10億円以下	50人超	53	50	58
1億円超 10億円以下	50人以下	481	476	480
1千万円超 1億円以下	50人超	146	146	141
1千万円超 1億円以下	50人以下	1,317	1,329	1,321
1千万以下	50人超	68	68	69
その他の法人		5,748	5,804	5,871
合 計		8,540	8,593	8,665

14 法人市民税均等割調定額調 (3月31日現在)

法人の内訳		H29年度 (千円)	H30年度 (千円)	R元年度 (千円)
資本金等の額	従業者数			
50億円超	50人超	199,482	274,554	202,781
10億円超 50億円以下	50人超	31,560	40,506	38,424
10億円超	50人以下	409,702	309,234	372,093
1億円超 10億円以下	50人超	20,904	21,132	25,126
1億円超 10億円以下	50人以下	98,520	96,136	98,022
1千万円超 1億円以下	50人超	24,045	24,861	24,159
1千万円超 1億円以下	50人以下	207,397	207,642	207,884
1千万以下	50人超	9,486	9,828	9,456
その他の法人		343,704	339,975	343,264
合 計		1,344,800	1,323,868	1,321,209

15 法人市民税業種別税割額調 (3月31日現在)

年度 産業区分	H 29			H 30			R 1		
	調定額 (千円)	前年比 (%)	構成比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	構成比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	構成比 (%)
建設業	490,809	99.4	13.1	466,972	95.1	12.2	480,693	102.9	13.1
製造業	225,071	55.1	6.0	300,367	133.5	7.9	297,430	99.0	8.1
卸・小売業	789,500	92.3	21.0	783,296	99.2	20.5	798,865	102.0	21.8
金融・保険業	848,489	92.9	22.7	950,614	112.0	24.9	871,755	91.7	23.8
不動産業	223,994	93.9	6.0	267,312	119.3	7.0	222,882	83.4	6.1
運輸・通信業	292,773	93.4	7.8	289,979	99.0	7.6	246,290	84.9	6.7
電気・ガス業	231,079	216.3	6.2	126,693	54.8	3.3	112,945	89.1	3.1
サービス業	546,039	88.6	14.6	582,116	106.6	15.2	555,286	95.4	15.1
その他(農業・水産)	11,962	188.3	0.3	5,896	49.3	0.2	7,478	126.8	0.2
随時分	84,521	68.7	2.3	46,802	55.4	1.2	74,355	158.9	2.0
合計	3,744,237	91.9	100.0	3,820,047	102.0	100.0	3,667,979	96.0	100.0

〔市たばこ税〕

1 市たばこ税調定額調

区分 年度	売渡本数 (本)	調定調 (千円)	調定額 前年比 (%)	税 率
H27	423,801,398	2,185,962	99.0	〃
H28	407,040,949	2,102,972	96.2	1,000本につき5,262円 旧3級品については、2,925円
H29	377,892,245	1,962,153	93.3	1,000本につき5,262円 旧3級品については、3,355円
H30	374,394,023	1,910,309	97.4	1,000本につき5,262円[平成30年9月まで] 1,000本につき5,692円 [平成30年10月以降] 旧3級品については、4,000円
R1	340,667,129	1,931,502	101.1	1,000本につき5,692円 旧3級品については、4,000円 [令和元年9月まで] 令和元年10月以降は5,692円

※平成28年度調定額については、「手持品課税 255,961円」を含む。
 ※平成29年度調定額については、「手持品課税 250,007円」を含む。
 ※平成30年度調定額については、「手持品課税 9,221,933円」を含む。
 ※令和元年度調定額については、「手持品課税 116,531円」を含む。

2 たばこ月別売渡本数調

年度 月	H29		H30		R1	
	売渡本数 (本)	前年比 (%)	売渡本数 (本)	前年比 (%)	売渡本数 (本)	前年比 (%)
4月	34,313,099	91.8	30,605,897	89.2	28,605,815	93.5
5月	30,683,821	93.3	29,651,600	96.6	28,859,345	97.3
6月	34,301,388	99.7	30,071,552	87.7	30,590,775	101.7
7月	33,120,474	96.1	31,051,714	93.8	26,888,292	86.6
8月	32,433,057	91.0	30,516,377	94.1	30,879,189	101.2
9月	32,836,010	87.9	32,088,324	97.7	29,206,651	91.0
10月	31,909,973	92.5	42,440,977	133.0	30,095,208	70.9
11月	31,330,101	93.7	26,121,728	83.4	26,722,408	102.3
12月	29,692,634	92.3	29,823,076	100.4	27,160,947	91.1
1月	32,287,338	89.4	30,783,334	95.3	28,800,380	93.6
2月	28,534,430	96.8	31,606,804	110.8	27,754,616	87.8
3月	26,449,920	89.8	29,632,640	112.0	25,103,503	84.7
合 計	377,892,245	92.8	374,394,023	99.1	340,667,129	91.0

〔軽自動車税〕

1 環境性能割調定状況

年 度	区 分	台 数	調 定 額
		(台)	(千円)
R1		349	6,099

2 種別割課税状況 (7月1日現在)

区 分		年 度	H28			H29			
			台 数	調 定 額	台 数 比	台 数	調 定 額	台 数 比	
			(台)	(千円)	(%)	(台)	(千円)	(%)	
原 動 機 付 自 転 車	5 0 cc 以 下		8,525	17,050	94.2	8,081	16,162	94.8	
	9 0 cc 以 下		849	1,698	98.0	814	1,628	95.9	
	1 2 5 cc 以 下		1,308	3,139	101.2	1,351	3,242	103.2	
	ミ ニ カ ー		182	674	109.0	188	696	103.2	
軽自動車及び小型特殊自動車	二 輪 車		3,075	11,070	100.0	3,088	11,117	100.4	
	三 輪 車		2	7	100.0	3	11	150.0	
	四 輪 車	乗 用	営 業 用	12	73	133.3	9	65	75.0
			自 家 用	51,319	422,038	103.4	52,485	452,026	102.3
		貨 物	営 業 用	459	1,495	101.5	470	1,577	102.4
			自 家 用	16,572	80,302	98.1	16,387	80,633	98.9
	農 耕 用		1,624	3,898	98.5	1,618	3,883	99.6	
	特 殊 作 業 用		344	2,030	102.4	347	2,047	100.9	
二 輪 の 小 型 自 動 車			3,803	22,818	101.0	3,907	23,442	102.7	
合 計			88,074	566,292	101.0	88,748	596,529	100.8	

3 非課税及び減免状況 (7月1日現在)

年 度	区 分	非 課 税		減 免		合 計	
		(台)	(千円)	(台)	(千円)	(台)	(千円)
H28		527	2,155	680	5,064	1,207	7,219
H29		533	2,275	715	5,516	1,248	7,791
H30		547	2,364	714	5,832	1,261	8,196
R1		553	2,422	736	6,302	1,289	8,724
R2		587	2,555	749	6,640	1,336	9,195

H30			R1			R2		
台数 (台)	調定額 (千円)	台数比 (%)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数比 (%)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数比 (%)
7,648	15,296	94.6	7,236	14,472	94.6	6,898	13,796	95.3
816	1,632	100.2	806	1,612	98.8	821	1,642	101.9
1,421	3,410	105.1	1,517	3,641	106.8	1,584	3,802	104.4
199	736	105.8	210	777	105.5	205	759	97.6
3,100	11,160	100.3	3,124	11,246	100.8	3,133	11,279	100.3
3	11	100.0	2	8	66.7	2	8	100.0
8	54	88.8	9	63	112.5	8	55	88.9
53,251	475,491	101.4	54,094	496,689	101.6	55,255	522,508	102.1
477	1,645	101.4	500	1,773	104.8	508	1,831	101.6
16,098	80,248	98.2	16,009	80,836	99.4	15,956	81,540	99.7
1,583	3,799	97.8	1,576	3,782	99.6	1,604	3,850	101.8
359	2,118	103.4	379	2,236	105.6	404	2,384	106.6
3,998	23,988	102.3	4,063	24,378	101.6	4,181	25,086	102.9
88,961	619,588	100.2	89,525	641,513	100.6	90,559	668,540	101.2

4 標識弁償金調定額調（決算額）

年度 区分	H27	H28	H29	H30	R1
件数 (台)	211	171	196	173	126
弁償金 (円)	31,650	25,650	29,400	25,950	18,900

〔固定資産税，都市計画税〕

1 固定資産税資産別調定額調（5月31日現在）

（単位：千円）

年度		H29	H30	R1	R2
固定資産	土地	5,525,410	5,497,018	5,513,778	5,499,670
	家屋	8,010,255	7,908,127	8,183,195	8,437,496
	償却資産	2,368,910	2,357,803	2,344,002	2,433,008
	計	15,904,575	15,762,948	16,040,975	16,370,174
交付金		201,697	201,169	199,145	192,845
納付金		-	-	-	-
合計		16,106,272	15,964,117	16,240,120	16,563,019
前年比（%）		101.8	99.1	101.7	102.0

2 固定資産税資産別納税義務者調（5月31日現在）

（単位：人）

年度		H29	H30	R1	R2
土地		72,239	73,082	73,762	74,496
家屋		77,842	78,678	79,596	80,368
償却資産		3,147	3,354	3,531	3,780

（注）法定免税点以上のもの

3 都市計画税資産別調定額調（5月31日現在）

（単位：千円）

年度		H29	H30	R1	R2
土地		768,252	762,700	762,607	760,911
家屋		888,646	874,824	901,291	923,245
合計		1,656,898	1,637,524	1,663,898	1,684,156
前年比（%）		100.7	98.8	101.6	101.2

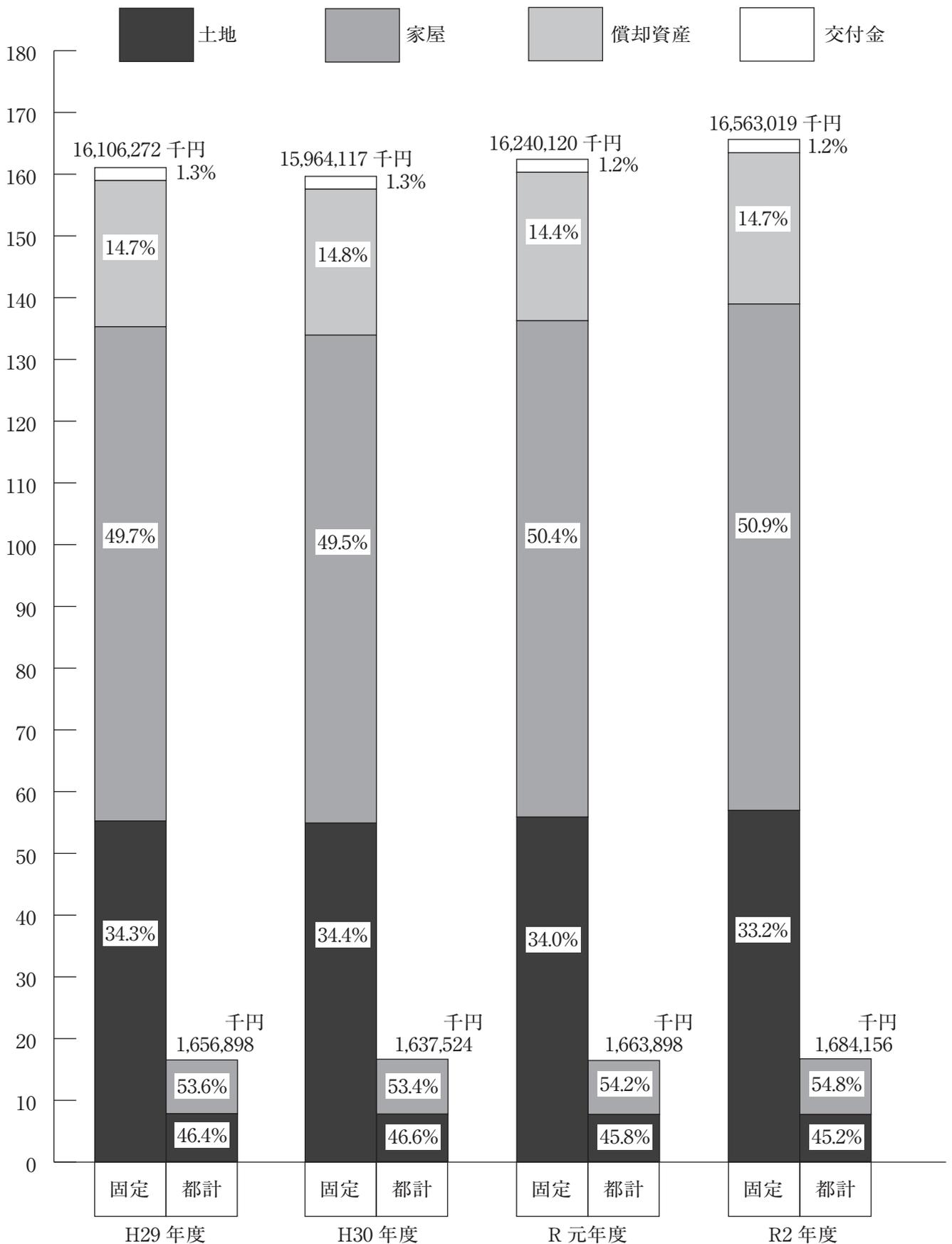
4 都市計画税資産別納税義務者調（5月31日現在）

（単位：人）

年度		H29	H30	R1	R2
土地		48,155	48,530	48,876	49,176
家屋		53,220	53,648	54,175	54,543

（注）法定免税点以上のもの

5 固定資産税，都市計画税年度別調定額の推移（5月31日現在）



6 土地評価の概要 (5月31日現在)

(1) 総括

地目	区分	地積				決 額 (千円) (ホ)
		非課税地積	評価総地積	法定免税点 未 満	法定免税点 以 上	
		(㎡) (イ)	(㎡) (ロ)	(㎡) (ハ)	(㎡) (ロ)-(ハ) (ニ)	
田	一般田	317,899	34,685,890	1,497,678	33,188,212	3,535,784
	介在田・市街化区域田	-	154,544	116	154,428	1,003,245
畑	一般畑	618,417	37,680,843	2,584,523	35,096,320	1,829,487
	介在畑・市街化区域畑	-	2,190,430	3,714	2,186,716	23,173,778
宅 地	小規模住宅用地		19,385,390	67,127	19,318,263	439,369,938
	一般住宅用地		13,417,965	7,813	13,410,152	209,970,195
	住宅用地以外の宅地		10,370,097	667	10,369,430	243,933,485
	計	3,673,591	43,173,452	75,607	43,097,845	893,273,618
池	沼	696,795	38,061	1,346	36,715	6,739
山 林	一般山林	2,321,568	27,055,453	2,877,638	24,177,815	989,358
	介在山林	50,617	963,683	15,689	947,994	3,542,481
牧	場	-	204,030	733	203,297	4,427
原	野	102,200	1,571,135	390,682	1,180,453	258,414
雑 種 地	ゴルフ場用地	2,532	2,677,710	208	2,677,502	3,027,382
	遊園地等の用地	20,404	70,565	-	70,565	447,947
	鉄軌道用地	1,053	587,614	-	587,614	5,298,107
	その他の雑種地	2,998,504	11,107,426	451,478	10,655,948	85,036,324
	計	3,022,493	14,443,315	451,686	13,991,629	93,809,760
そ の 他		44,355,584				
合 計		55,159,164	162,160,836	7,899,412	154,261,424	1,021,427,091

(2) 納税義務者数

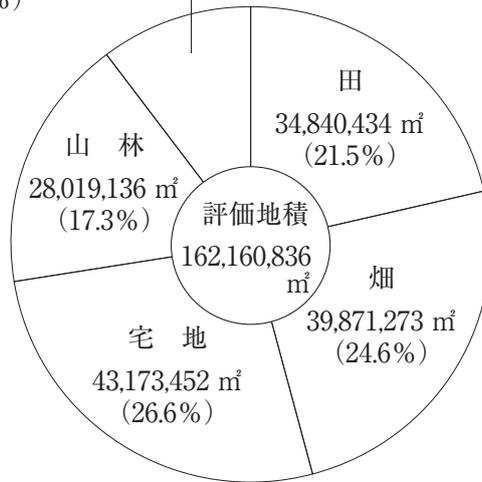
(単位：人)

総 数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
84,374	9,878	74,496

定 価 格			筆 数				単位当り価格	
法定免税点 未 満 (千円) (へ)	法定免税点 以 上 (千円) (ホ)-(へ) (ト)	(ト)の課税 標 準 額 (千円) (チ)	非課税 地 筆 (筆) (リ)	評 価 総 筆 (筆) (ヌ)	法 定 免 税 点 未 満 (筆) (ル)	法定免税点 以 上 (筆) (ヌ)-(ル) (ヲ)	平均価格 (ホ) (ロ) (円/m ²) (ワ)	最高価格 (円/m ²) (カ)
137,020	3,398,764	3,370,389	922	27,921	1,891	26,030	102	139
1,045	1,002,200	469,035	-	245	2	243	6,492	16,838
117,727	1,711,760	1,709,914	423	36,110	3,179	32,931	49	78
27,470	23,146,308	8,444,500	-	3,492	50	3,442	10,580	32,909
848,660	438,521,278	73,071,351		104,079	1,089	102,990	22,665	122,768
94,557	209,875,638	69,949,194		73,533	525	73,008	15,648	99,696
8,485	243,925,000	169,499,148		23,590	77	23,513	23,523	183,328
951,702	892,321,916	312,519,693	2,348	201,202	1,691	199,511	20,690	183,328
66	6,673	5,496	399	35	7	28	177	2,630
105,146	884,212	884,212	598	17,356	3,164	14,192	37	50
2,052	3,540,429	2,477,229	116	1,117	38	1,079	3,676	16,089
13	4,414	4,414	-	225	1	224	22	72
11,493	246,921	182,820	205	2,646	683	1,963	164	18,216
251	3,027,131	2,118,991	1	669	1	668	1,131	1,210
-	447,947	313,563	22	5	-	5	6,348	6,348
-	5,298,107	3,508,278	9	1,705	-	1,705	9,016	103,949
455,945	84,580,379	58,962,211	11,622	27,876	4,224	23,652	7,656	89,207
456,196	93,353,564	64,903,043	11,654	30,255	4,225	26,030	6,495	103,949
			85,618					
1,809,930	1,019,617,161	394,970,745	102,283	320,604	14,931	305,673	6,299	

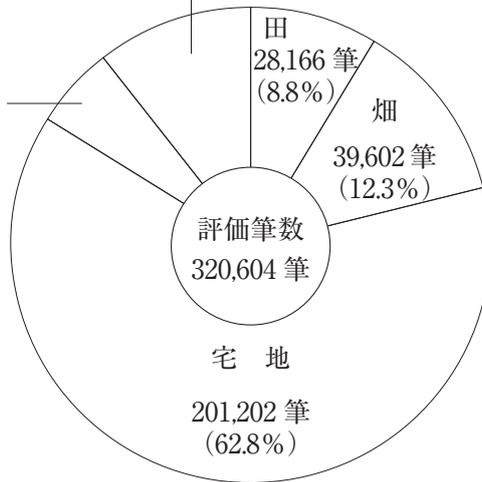
(3) 土地の評価状況

その他 16,256,541 m² (10.0%)



その他 33,161 筆 (10.3%)

山林 18,473 筆 (5.8%)

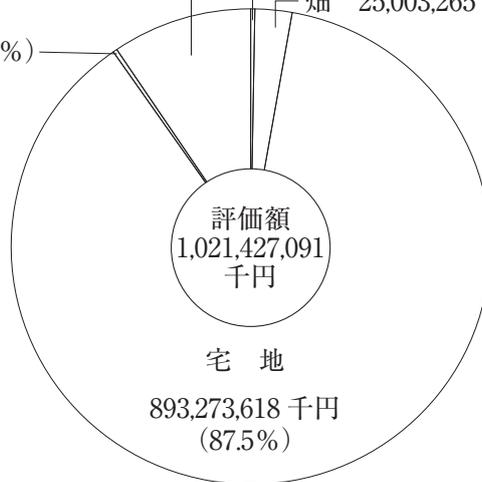


その他 94,079,340 千円 (9.2%)

山林 4,531,839 千円 (0.4%)

田 4,539,029 千円 (0.4%)

畑 25,003,265 千円 (2.5%)



7 土地評価の推移（5月31日現在）

(1) 課税地積

年度 地目	H30		R1		R2	
	地積(m ²)	前年比(%)	地積(m ²)	前年比(%)	地積(m ²)	前年比(%)
田	35,004,168	99.6	34,878,686	99.6	34,840,434	99.9
畑	40,622,189	98.8	40,221,454	99.0	39,871,273	99.1
宅地	42,628,027	100.8	42,997,103	100.8	43,173,452	100.4
池沼	38,061	100.0	38,061	100.0	38,061	100.0
山林	28,477,471	99.0	28,154,451	98.9	28,019,136	99.5
牧場	204,030	100.0	204,030	100.0	204,030	100.0
原野	1,570,920	99.3	1,582,393	100.7	1,571,135	99.3
雑種地	13,887,598	103.1	14,201,786	102.3	14,443,315	101.7
計	(54,887,536) 162,432,464	99.9	(55,042,036) 162,277,964	99.9	(55,159,164) 162,160,836	99.9

(注) ()内は非課税地積

(2) 課税筆数

年度 地目	H30		R1		R2	
	筆数(筆)	前年比(%)	筆数(筆)	前年比(%)	筆数(筆)	前年比(%)
田	28,377	99.5	28,221	99.5	28,166	99.8
畑	40,158	98.9	39,837	99.2	39,602	99.4
宅地	196,927	101.2	199,525	101.3	201,202	100.8
池沼	35	100.0	35	100.0	35	100.0
山林	18,607	99.6	18,510	99.5	18,473	99.8
牧場	225	100.0	225	100.0	225	100.0
原野	2,684	98.2	2,664	99.3	2,646	99.3
雑種地	28,965	102.1	29,833	103.0	30,255	101.4
計	(100,858) 315,978	100.7	(101,878) 318,850	100.9	(102,283) 320,604	100.6

(注) ()内は非課税筆数

(3) 評価額

年度 地目	H30		R1		R2	
	評価額(千円)	前年比(%)	評価額(千円)	前年比(%)	評価額(千円)	前年比(%)
田	4,865,703	101.8	4,546,204	93.4	4,539,029	99.8
畑	27,035,855	94.5	25,679,296	95.0	25,003,265	97.4
宅地	890,748,135	99.7	893,766,632	100.3	893,273,618	99.9
池沼	6,741	99.5	6,740	100.0	6,739	100.0
山林	5,169,154	94.0	4,782,998	92.5	4,531,839	94.7
牧場	4,427	100.0	4,427	100.0	4,427	100.0
原野	307,500	94.5	288,176	93.7	258,414	89.7
雑種地	92,304,882	101.1	93,361,498	101.1	93,809,760	100.5
計	1,020,442,397	99.6	1,022,435,971	100.2	1,021,427,091	99.9

(注) 30年度は基準年度

8 宅地にかかる用途別評価状況（法定免税点以上のもの）（5月31日現在）

区分 地区別		地積 (㎡)(イ)	決定価格 (千円)(ロ)	課税標準額 (千円)	単位当り価格	
					平均価格 (円/㎡)(ロ)/(イ)	最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁華街	-	-	-	-	-
	高度商業地区Ⅰ	-	-	-	-	-
	高度商業地区Ⅱ	160,972	14,759,698	9,112,258	91,691	183,328
	普通商業地区	2,026,136	89,921,246	51,188,951	44,381	96,630
	計	2,187,108	104,680,944	60,301,209	47,863	183,328
住宅地区	併用住宅地区	3,330,149	100,049,031	48,416,384	30,043	65,507
	高級住宅地区	-	-	-	-	-
	普通住宅地区	20,353,723	510,066,437	139,478,966	25,060	74,859
	計	23,683,872	610,115,468	187,895,350	25,761	74,859
工業地区	大工場地区	-	-	-	-	-
	中小工場地区	832,782	11,716,959	7,847,248	14,070	26,919
	家内工場地区	-	-	-	-	-
	計	832,782	11,716,959	7,847,248	14,070	26,919
村落地区	集団地区	4,928,693	70,251,565	23,286,682	14,254	23,324
	村落地区	11,127,561	94,751,194	32,705,732	8,515	23,840
	計	16,056,254	165,002,759	55,992,414	10,277	23,840
農業用施設の用に供する宅地		337,829	805,786	483,472	2,385	2,423
計		43,097,845	892,321,916	312,519,693	20,705	183,328

9 家屋評価の概要 (5月31日現在)

(1) 総括

区分		総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	非課税家屋の棟数及び床面積	
納税義務者数(人)		84,227	3,859	80,368	棟数	834棟
棟数(棟)	木造	89,222	5,221	84,001	床面積	817,820㎡
	木造以外	26,699	380	26,319		
	計	115,921	5,601	110,320		
床面積(㎡)	木造	9,171,003	182,868	8,988,135		
	木造以外	8,440,910	10,973	8,429,937		
	計	17,611,913	193,841	17,418,072		
決定価格(千円)	木造	244,090,086	262,979	243,827,107		
	木造以外	389,978,084	34,953	389,943,131		
	計	634,068,170	297,932	633,770,238		
単価(円)	木造	26,615	1,438	27,128		
	木造以外	46,201	3,185	46,257		
	計	36,002	1,537	36,386		

(2) 家屋評価の推移

① 全家屋

区分 年度	全家屋				非課税家屋		納税義務者 (人)
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単価 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	
H28	115,083	17,104,349	589,354,798	34,456	880	742,697	81,815
H29	115,308	17,230,872	606,384,947	35,192	848	778,246	82,327
H30	115,669	17,378,687	597,830,619	34,400	860	786,079	82,935
R1	115,849	17,522,833	616,231,388	35,167	822	781,606	83,652
R2	115,921	17,611,913	634,068,170	36,002	834	817,820	84,227

② 木造家屋

区分 年度	専用住宅				共同住宅・寄宿舍		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り 価格 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
H28	62,045	7,101,046	187,926,272	26,465	1,846	419,145	14,502,481
H29	62,504	7,183,621	196,884,236	27,407	1,884	437,162	15,864,026
H30	62,982	7,266,930	192,033,085	26,426	1,934	455,301	16,039,733
R1	63,371	7,341,357	201,360,846	27,428	1,971	468,179	17,010,902
R2	63,862	7,415,930	210,812,145	28,427	1,988	477,424	17,783,268

区分 年度	旅館・料亭・ホテル				事務所・銀行・店舗		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り 価格 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
H28	97	10,223	120,905	11,827	1,714	191,536	4,277,316
H29	96	10,096	120,021	11,888	1,735	194,573	4,511,119
H30	91	9,955	113,667	11,418	1,756	199,412	4,500,507
R1	91	9,955	113,667	11,418	1,765	203,256	4,853,813
R2	85	9,160	102,283	11,166	1,786	208,080	5,215,887

区分 年度	合 計			
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り 価格 (円)
H28	88,979	8,848,237	217,225,133	24,550
H29	89,073	8,927,858	227,870,732	25,524
H30	89,249	9,019,975	222,639,427	24,683
R1	89,266	9,099,484	233,423,195	25,652
R2	89,222	9,171,003	244,090,086	26,615

併 用 住 宅				
単位当り 価 格 (円)	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単位当り 価 格 (円)
34,600	3,798	479,802	7,246,754	15,104
36,289	3,730	473,001	7,237,360	15,301
35,229	3,654	464,175	6,838,129	14,732
36,334	3,599	459,068	6,903,854	15,039
37,248	3,538	453,381	6,910,444	15,242

劇 場 ・ 病 院					工 場 ・ 倉 庫 ・ 土 蔵 ・ 附 属 家			
単位当り 価 格 (円)	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単位当り 価 格 (円)	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単位当り 価 格 (円)
22,332	56	11,434	305,243	26,696	19,423	635,051	2,846,162	4,482
23,185	61	12,605	376,900	29,901	19,063	616,800	2,877,070	4,665
22,569	62	12,856	361,148	28,092	18,770	611,346	2,753,158	4,503
23,880	61	12,836	360,949	28,120	18,408	604,833	2,819,164	4,661
25,067	63	13,496	402,015	29,788	17,900	593,532	2,864,044	4,825

③ 非木造家屋

区分 年度	事務所・店舗・百貨店				住宅・アパート		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単価 単価 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
H28	3,689	2,543,707	137,061,207	53,882	14,516	3,799,216	177,141,151
H29	3,665	2,534,668	137,867,417	54,393	14,693	3,849,127	181,918,652
H30	3,654	2,522,054	134,643,459	53,386	14,875	3,894,636	181,628,454
R1	3,653	2,528,978	135,398,865	53,539	15,051	3,949,761	187,872,427
R2	3,634	2,505,064	135,653,234	54,152	15,207	3,977,707	191,806,935

区分 年度	そ の 他				合	
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単価 単価 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)
H28	5,255	582,490	12,574,446	21,587	26,104	8,256,112
H29	5,240	584,312	12,894,069	22,067	26,235	8,303,014
H30	5,261	593,827	12,920,856	21,759	26,420	8,358,712
R1	5,242	592,860	13,046,213	22,006	26,583	8,423,349
R2	5,216	585,192	13,049,627	22,300	26,699	8,440,910

(3) 新增築家屋評価件数等調

区分 年度	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	前年比 (%)	減失棟数 (棟)
H28	1,693	251,447	18,090,932	87.9	1,558
H29	1,684	257,807	18,968,647	104.9	1,477
H30	1,714	268,611	21,436,382	113.0	1,395
R1	1,649	257,927	20,159,397	94.0	1,503
R2	1,612	252,697	20,756,712	103.0	1,615

単位当り 価 格 (円)	病院・ホテル			単位当り 価 格 (円)	工場・倉庫・市場			単位当り 価 格 (円)
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)		棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	
46,626	267	374,687	27,201,893	72,599	2,377	956,012	18,150,968	18,986
47,262	264	372,967	27,139,637	72,767	2,373	961,940	18,694,440	19,434
46,636	258	376,453	27,358,129	72,673	2,372	971,742	18,640,294	19,182
47,566	258	376,384	27,366,069	72,708	2,379	975,366	19,124,619	19,608
48,220	256	389,754	29,778,171	76,402	2,386	983,193	19,690,117	20,027

計	
決定価格 (千円)	単 位 当 り 価 格 (円)
372,129,665	45,073
378,514,215	45,588
375,191,192	44,886
382,808,193	45,446
389,978,084	46,201

10 償却資産の概要 (5月31日現在)

(1) 総括

種 類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			課税標準額の特例規定 の適用を受けるもの (千円)	左以外のもの (千円)	
市町村長が 価格を 決定した もの	構 築 物	40,194,379	40,054,614	97,761	39,956,853
	機 械 及 び 装 置	54,923,350	51,818,451	1,222,517	50,595,934
	船 舶	43,362	43,362	-	43,362
	車 両 及 び 運 搬 具	531,341	531,341	-	531,341
	工 具 器 具 及 び 備 品	28,714,680	28,665,243	23,085	28,642,158
	小 計	124,407,112	121,113,011	1,343,363	119,769,648
法第389条 関 係	総務大臣が価格等を 決定配分したもの	49,361,512	45,879,300		
	道府県知事が価格等 を決定配分したもの	11,010,365	9,486,711		
	小 計	60,371,877	55,366,011		
合 計	184,778,989	176,479,022			

(2) 納税義務者数

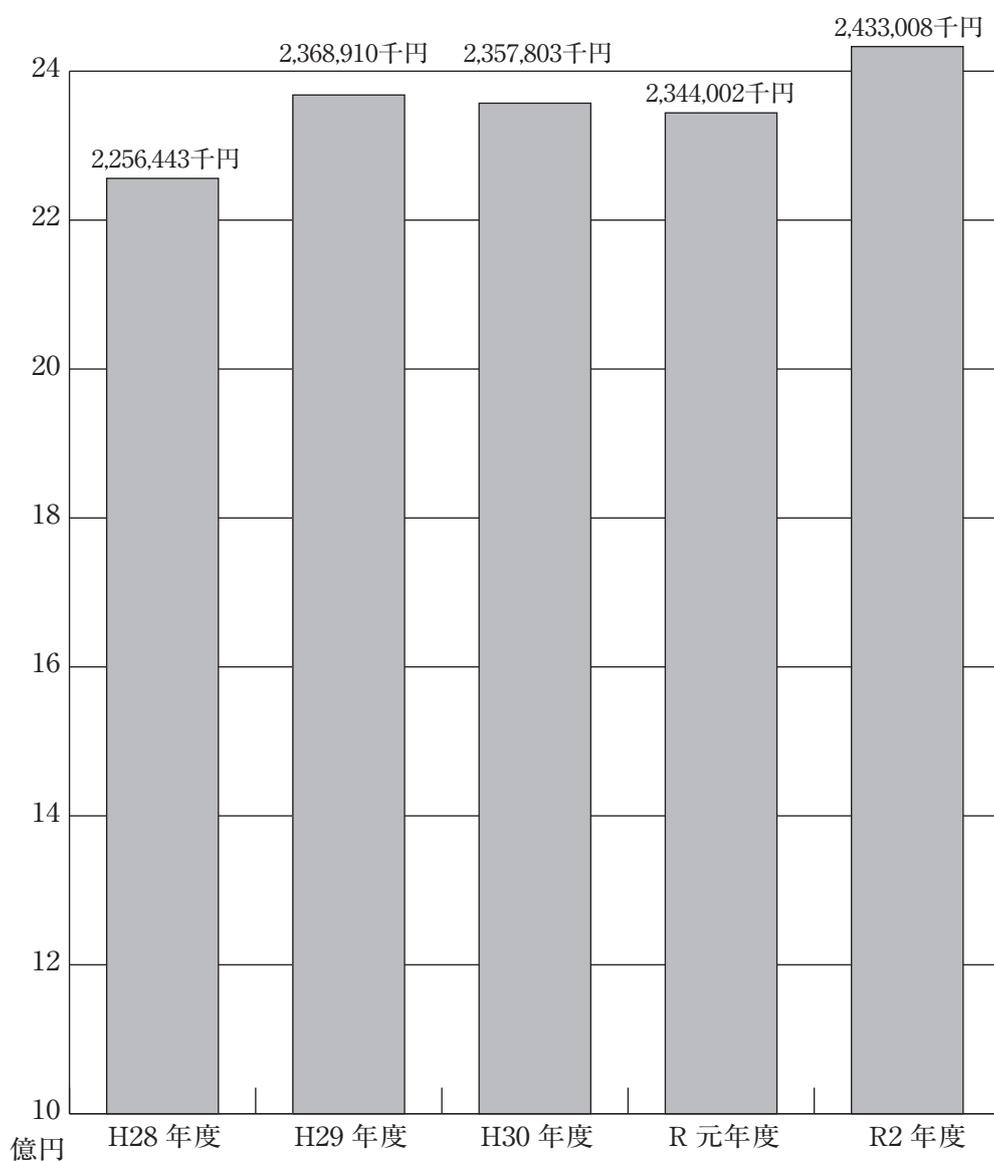
(単位：人)

総 数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
7,018	3,238	3,780

(3) 償却資産調定額等調

年 度	納税義務者数 (人)	調 定 額 (千円)
H28	2,922	2,256,443
H29	3,147	2,368,910
H30	3,354	2,357,803
R1	3,531	2,344,002
R2	3,780	2,433,008

(4) 償却資産調定額の推移



11 固定資産課税台帳の閲覧状況（5月1日現在）

年度	区分	土地	家屋	償却資産	計
		(件)	(件)	(件)	(件)
H28		384	278	37	699
H29		357	239	21	617
H30		364	238	33	635
R1		296	199	41	536
R2		269	190	23	482

12 固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会審査状況

年度	区分	審査件数		委員数 (人)
		土地 (件)	家屋 (件)	
H27		-	-	3
H28		-	-	3
H29		-	-	3
H30		-	-	3
R1		-	-	3

[入湯税]

1 入湯税調定額調

年 度	区 分	入湯者数 (人)	調定額 (円)
R1		2,255	338,250

2 月別入湯者数調

月	年 度	R1
		入湯者数 (人)
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		631
2月		680
3月		944
合 計		2,255

〔徴収関係〕

1 督促状発付状況

年度 税目	H27			H28			調定額 (円)
	調定額 (円)	督促状 ^(件) (円)	割合(%)	調定額 (円)	督促状 ^(件) (円)	割合(%)	
市県民税 (普通徴収)	5,661,242,100	(27,516) 977,696,972	17.3	5,459,991,000	(24,929) 819,264,889	15.0	5,447,631,800
固定資産税 (都計含む)	16,953,079,100	(38,940) 1,194,558,143	7.0	17,291,758,700	(38,873) 1,179,076,655	6.8	17,620,827,000
軽自動車税	465,285,400	(13,786) 71,982,800	15.5	566,588,600	(13,972) 98,186,300	17.3	595,239,600
合計	23,079,606,600	(80,242) 2,244,237,915	9.7	23,318,338,300	(77,774) 2,096,527,844	9.0	23,663,698,400

2 市税の預金口座振替状況

年度 税目	H27		H28	
	納付件数	税額 (円)	納付件数	税額 (円)
市県民税 (普通徴収)	22,454	1,506,357,069	21,279	1,450,697,969
固定資産税(都計含む)	113,019	4,088,221,600	111,919	4,284,614,400
軽自動車税	4,283	19,541,200	4,745	25,116,800
合計	139,756	5,614,119,869	137,943	5,760,429,169

H29		H30			R1		
督促状 (件) (円)	割合(%)	調定額 (円)	督促状 (件) (円)	割合(%)	調定額 (円)	督促状 (件) (円)	割合(%)
(23,519) 891,737,622	16.4	5,619,495,100	(23,609) 803,330,944	14.3	5,112,877,100	(22,411) 755,472,674	14.8
(37,577) 1,123,445,887	6.4	17,448,815,400	(36,691) 1,082,851,939	6.2	17,779,994,700	(34,958) 1,061,437,465	6.0
(13,261) 96,405,050	16.2	618,377,600	(12,457) 92,958,101	15.0	646,976,700	(11,720) 89,866,750	13.9
(74,357) 2,111,588,559	8.9	23,686,688,100	(72,757) 1,979,140,984	8.3	23,539,848,500	(69,089) 1,906,776,889	8.1

(注) () 内は督促状発付件数, 手数料1件につき100円。(昭和55年までは1件50円)

H29		H30		R1	
納付件数	税 額 (円)	納付件数	税 額 (円)	納付件数	税 額 (円)
20,384	1,452,460,619	19,536	1,526,107,256	19,208	1,351,305,393
110,506	4,404,442,197	108,981	4,404,718,000	107,123	4,451,682,700
4,604	25,536,600	4,549	26,238,500	4,563	27,105,400
135,494	5,882,439,416	133,066	5,957,063,756	130,894	5,830,093,493

(注) 昭和48年10月1日より実施。軽自動車税は平成17年度より実施。

3 過誤納金の還付状況

年度	税目	現 年 度 分						
		本 税		督 促 手 数 料		延 滞 金		還
		取扱 件数	税 額 (円)	取扱 件数	金 額 (円)	取扱 件数	金 額 (円)	取扱 件数
H29	個人市県民税	3,844	(17,703,865) 44,213,164	161	16,100	21	74,300	-
	法人市民税	510	40,411,074	3	300	8	12,700	50
	固定資産税	620	14,717,250	257	25,700	20	46,300	2
	軽自動車税	119	767,100	60	6,000	-	-	-
	その他の市税	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	5,093	100,108,588	481	48,100	49	133,300	52
H30	個人市県民税	4,370	(16,931,139) 42,285,521	154	15,400	38	92,900	4
	法人市民税	520	36,628,400	2	200	4	2,700	61
	固定資産税	590	12,912,100	246	24,600	16	31,900	2
	軽自動車税	112	810,900	46	4,600	7	9,400	-
	その他の市税	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	5,592	92,636,921	448	44,800	65	136,900	67
R1	個人市県民税	4,827	(19,719,713) 49,247,957	172	17,200	36	162,500	3
	法人市民税	449	34,552,064	2	200	5	10,300	44
	固定資産税	1,037	21,110,600	274	27,400	32	38,369	4
	軽自動車税	122	827,200	73	7,300	-	-	-
	その他の市税	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	6,435	105,737,821	521	52,100	73	211,169	51

付加算金	過 年 度 分							
	本 税		督 促 手 数 料		延 滞 金		還 付 加 算 金	
金 額 (円)	取 扱 件 数	税 額 (円)	取 扱 件 数	金 額 (円)	取 扱 件 数	金 額 (円)	取 扱 件 数	金 額 (円)
-	3,023	(28,658,444) 71,570,838	104	10,400	18	32,100	100	406,900
231,800	713	193,242,200	-	-	12	19,200	124	1,726,900
7,300	265	4,719,400	65	6,500	12	37,400	29	103,500
-	112	649,600	41	4,100	6	8,400	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
239,100	4,113	270,182,038	210	21,000	48	97,100	253	2,237,300
14,200	3,064	(21,178,404) 52,893,065	67	6,700	7	4,700	60	141,900
177,100	704	113,913,400	3	300	11	37,100	121	936,700
2,500	165	15,211,200	56	5,000	13	49,650	16	424,400
-	69	453,100	28	2,650	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
193,800	4,002	182,470,765	154	14,650	31	91,450	197	1,503,000
5,000	3,258	(19,078,648) 47,646,964	97	9,700	14	17,900	63	171,200
159,200	677	105,217,600	1	100	16	79,300	114	845,300
12,000	336	6,832,600	83	8,300	6	1,827	62	157,200
-	53	382,400	21	2,100	3	4,100	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
176,200	4,324	160,079,564	202	20,200	39	103,127	239	1,173,700

※ () 内は県民税還付金

※令和元年度確定按分率は、0.400416876404

4 差押件数調

種 類	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
	件 数	件 数	件 数	件 数
不 動 産	79	92	80	43
電 話 加 入 権	-	-	-	-
不 動 産 と 電 話 加 入 権	-	-	-	-
債 権	795	826	1,217	925
自 動 車	-	-	-	-
動 産	1	-	1	-
出 資 金	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-
合 計	875	918	1,298	968

5 令和元年度不納欠損処分事由別

事由 税目	地方税法 第18条第1項		地方税法 第15条の7 第4項		地方税法 第15条の7 第5項		計	
	期別 件数	税 額 (円)	期別 件数	税 額 (円)	期別 件数	税 額 (円)	期別 件数	税 額 (円)
市 民 税	1,652	26,090,349	3,560	81,632,360	465	8,644,306	5,677	116,367,015
固定資産税	1,282	13,719,410	1,861	64,243,595	185	3,736,757	3,328	81,699,762
軽自動車税	523	2,297,300	765	4,016,551	113	764,378	1,401	7,078,229
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	1,282	1,256,401	1,861	7,545,673	185	303,238	3,328	9,105,312
合 計	4,739	43,363,460	8,047	157,438,179	948	13,448,679	13,734	214,250,318

6 不納欠損額状況

年度 税目	H27		H28		H29		H30		R1	
	期別 件数	税 額 (円)								
市 民 税	8,577	149,196,055	7,648	116,280,161	9,172	156,416,120	5,291	116,056,258	5,677	116,367,015
個 人	8,489	140,088,700	7,582	112,466,753	9,091	151,085,225	5,219	110,954,296	5,592	109,326,474
法 人	88	9,107,355	66	3,813,408	81	5,330,895	72	5,101,962	85	7,040,541
固定資産税	6,278	278,590,109	4,320	102,624,015	6,003	144,242,039	3,210	79,617,620	3,328	81,699,762
軽自動車税	2,368	9,057,799	1,865	7,560,547	2,039	8,440,995	1,204	5,427,396	1,401	7,078,229
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	6,278	34,472,793	4,320	9,718,204	6,003	17,124,323	3,210	9,092,576	3,328	9,105,312
合 計	23,501	471,316,756	18,153	236,182,927	23,217	326,223,477	12,915	210,193,850	13,734	214,250,318

[その他]

1 証明件数の推移

年度 \ 区分	納税証明 (件)	不動産証明 (件)	市県民税証明 (件)	地図, 公簿等写し (件)
H27	8,110	24,601	66,966	2,020
H28	8,334	22,975	68,121 (37)	1,830
H29	7,855	21,461	68,190 (285)	1,940
H30	8,354	21,370	59,495 (431)	1,878
R1	7,633	20,642	47,628 (477)	2,033

※ () 内の数字は, コンビニ交付サービスによる件数の内訳を表す。

2 証明手数料一覧

- | | | |
|-------------------------------------|----|------|
| (1) 各種証明書交付手数料 (土地は1筆, 家屋は1棟をもって1件) | 1件 | 350円 |
| (2) 地図, 公簿等写し交付手数料 | 1件 | 350円 |
| (3) 納税証明に関する手数料 (1年度・1税目をもって1件) | 1件 | 350円 |
| (4) コンビニ交付サービスによる市県民税証明書交付手数料 | 1件 | 300円 |

3 公示送達の推移

年度	市 県 民 税		固 定 資 産 税		軽 自 動 車 税	
	通知書発送 件 数 (件)	公 示 送 達 件 数 (件)	通知書発送 件 数 (件)	公 示 送 達 件 数 (件)	通知書発送 件 数 (件)	公 示 送 達 件 数 (件)
H28	44,429	35	99,750	8	88,870	58
H29	44,488	28	100,493	15	89,607	75
H30	44,253	38	101,364	16	89,804	99
R1	44,438	60	101,885	16	90,392	93
R2	44,381	34	102,881	14	91,394	57

※平成4年度より市県民税課税明細書送付

※平成5年度より固定資産税課税明細書送付

4 税務手当（特殊勤務手当）

- | | | |
|---------------------|----|------|
| (1) 庁外で徴収の業務に従事したとき | 1日 | 200円 |
| (2) 差押えの業務に従事したとき | 1件 | 600円 |
| (3) 強制執行の業務に従事したとき | 1件 | 800円 |

5 市税の賦課徴収に要する経費決算額調

区		分	H 27 年 度
税 収 入 額		(1) 市 税	41,049,243
		(2) 個 人 の 県 民 税	10,464,764
		(3) 合 計	51,514,007
徴 人 件 費		(4) 基 本 給	323,063
		(5) 諸 手 当	284,461
		イ 超 過 勤 務 手 当	26,277
		ロ 税 務 特 別 手 当	787
		ハ その他の手当て	257,397
		(6) そ の 他	109,197
		(7) 小 計	716,721
税 需 用 費		(8) 旅 費	266
		(9) 賃 金	39,409
		(10) そ の 他	174,361
		(11) 小 計	214,036
費 報 奨 金 及 び これに類する経費		(12) 納 期 前 納 付 の 奨 励 金	-
		(13) 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	-
		(14) 納 税 奨 励 金	-
		(15) そ の 他	21
		(16) 小 計	21
	(17) そ の 他	44,025	
	(18) 小 計	974,803	
県 民 税 徴 収 取 扱 費		(19) 納税義務者数等を 基準にした金額	384,614
		(20) 報奨金の額に 相当する金額	22,898
		(21) 合 計	407,512
	(22)	(18) - (21)	567,291
収入額に対する徴税费の割合	(23)	(18) / (3)	1.9
	(24)	(22) / (1)	1.4
徴 税 職 員 数		吏 員	99
		そ の 他 の 職 員	-
		合 計	99
		臨 時 職 員	-

(単位：千円)

H 28 年 度	H 29 年 度	H 30 年 度	R 元 年 度
41,713,527	41,653,641	41,908,133	42,168,942
10,787,469	10,838,522	11,077,998	11,118,162
52,500,996	52,492,163	52,986,131	53,287,104
318,350	334,454	333,011	329,352
281,988	282,058	279,529	272,409
28,666	29,566	25,967	23,273
689	419	53	29
252,633	252,073	253,509	249,107
107,887	119,334	120,110	115,471
708,225	735,846	732,650	717,232
288	385	304	51
51,260	50,773	54,583	40,374
240,005	185,301	189,601	129,328
291,553	236,459	244,488	169,753
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
350	210	-	350
350	210	-	350
37,881	28,181	29,710	18,305
1,038,009	1,000,696	1,006,848	905,640
394,587	395,355	399,729	404,229
20,925	29,253	21,954	19,781
415,512	424,608	421,683	424,010
622,497	576,088	585,165	481,630
2.0	1.9	1.9	1.7
1.5	1.4	1.4	1.1
100	101	100	101
-	-	-	-
100	101	100	101
-	-	-	-

[税 率 等]

税目	区分	課 税 客 体	納 税 義 務 者	賦 課 期 日
市	個人 市 県 民 税	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に住所を有する個人（所得割，均等割） ○市内に事務所，事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割） 		1月1日
	民 法 人 市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に事務所又は事業所を有する法人（法人税割，均等割） ○市内に寮，宿泊所，クラブその他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの（均等割） ○市内に事務所又は事業所を有し，法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人（法人税割） 		
固定 資 産 税		<ul style="list-style-type: none"> ○土 地 ○家 屋 ○償却資産（構築物，機械及び装置，船舶，航空機，運搬具，工具，器具及び備品） 	固定資産の所有者	1月1日

課税標準及び税率		申告期限	納期																															
○均等割 市民税 3,500円 県民税 2,500円 (森林湖沼環境税1,000円を含む) ○所得割		○市民税の申告書又は所得税の確定申告書 3月15日 ○給与支払い報告書 1月31日 ○給与支払い報告書に係る異動届出書 4月15日 ○特別徴収にかかる異動届出書 徴収する義務がなく なる事由が発生した 月の翌月10日	○普通徴収 <table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>6月21日～6月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>8月21日～8月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>10月21日～10月31日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>翌1月21日～1月31日</td> </tr> </table>	第1期	6月21日～6月30日	第2期	8月21日～8月31日	第3期	10月21日～10月31日	第4期	翌1月21日～1月31日																							
第1期	6月21日～6月30日																																	
第2期	8月21日～8月31日																																	
第3期	10月21日～10月31日																																	
第4期	翌1月21日～1月31日																																	
<table border="1"> <tr> <th>市民税</th> <th>県民税</th> </tr> <tr> <td>6%</td> <td>4%</td> </tr> </table>	市民税	県民税	6%	4%		○特別徴収(給与差引) 7月から翌年6月まで毎月10日 ○特別徴収(年金差引) 5月, 7月, 9月, 11月, 翌年1月, 3月の各月10日																												
市民税	県民税																																	
6%	4%																																	
課税長期譲渡所得金額 } 特別な計算方法によ 課税短期譲渡所得金額 } り課税されます。																																		
○法人税割 100分の12.1(ただし平成26年9月30日までに開始した事業年度分は14.7%。また、令和元年10月1日以降に開始する事業年度分は8.4%) ○均等割		○確定申告 事業年度終了の日の翌日から2か月以内 ○中間申告 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	○申告期限と同じ																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人等の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金等の額</td> <td>市内にある事務所・事業所・寮等の従業者数の合計</td> <td>均等割</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,600,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td>次の(ア)～(オ)の法人</td> <td></td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table>		法人等の区分		税率	資本金等の額	市内にある事務所・事業所・寮等の従業者数の合計	均等割	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,600,000円	10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	2,100,000円	10億円を超える法人	50人以下のもの	492,000円	1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	480,000円	50人以下のもの	192,000円	1千万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	180,000円	50人以下のもの	156,000円	1千万円以下の法人	50人を超えるもの	144,000円	次の(ア)～(オ)の法人		60,000円		
法人等の区分		税率																																
資本金等の額	市内にある事務所・事業所・寮等の従業者数の合計	均等割																																
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,600,000円																																
10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	2,100,000円																																
10億円を超える法人	50人以下のもの	492,000円																																
1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	480,000円																																
	50人以下のもの	192,000円																																
1千万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	180,000円																																
	50人以下のもの	156,000円																																
1千万円以下の法人	50人を超えるもの	144,000円																																
次の(ア)～(オ)の法人		60,000円																																
※ (ア) 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項の公益法人等のうち、同法第296条第1項の規定により均等割非課税となるもの以外のもの(法人税法別表2の独立行政法人で収益事業を行うものを除く) (イ) 人格のない社団等 (ウ) 一般社団法人及び一般財団法人 (エ) 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社の場合、資本金等の額は純資産額となります) (オ) 資本金等の額が1千万円以下の法人で市内の従業者数の合計が50人以下のもの																																		
○課税標準額(地方税法で定めのあるものを除く)の100分の1.4 ○免税点 ①土地 30万円 ②家屋 20万円 ③償却資産 150万円		○償却資産の申告 1月31日 ○新築住宅の軽減額にかかる申告 1月31日 ○住宅用地の申告 1月31日	<table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>4月21日～4月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>7月21日～7月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>9月21日～9月30日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>12月16日～12月25日</td> </tr> </table>	第1期	4月21日～4月30日	第2期	7月21日～7月31日	第3期	9月21日～9月30日	第4期	12月16日～12月25日																							
第1期	4月21日～4月30日																																	
第2期	7月21日～7月31日																																	
第3期	9月21日～9月30日																																	
第4期	12月16日～12月25日																																	

税目	区分	課 税 客 体	納 税 義 務 者	賦 課 期 日
軽自動車税	環 境 性 能 割	新車・中古車問わず取得価額が50万円を 超える3輪以上の軽自動車の取得	軽自動車の取得者	
	種 別 割	○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○2輪の小型自動車	軽自動車等の所有者又は使 用者	4月1日

課 税 標 準 及 び 税 率				申 告 期 限	納 期	
車 種	燃費性能等		税 率		○新たに車両番号の指定を受ける軽自動車の取得 車両番号の指定を受けるとき ○上記以外の自動車検査証の記入を受けるべき軽自動車の取得 事由発生日から15日以内 ○その他の軽自動車の取得 事由発生日から15日以内	
			自家用	営業用		
乗 用 車	電気軽自動車・天然ガス軽自動車		非課税	非課税		
	★★★★(※)かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成車					
	★★★★かつ令和2年度燃費基準達成車		1.0%	0.5%		
	★★★★かつ平成27年度燃費基準+10%達成車		2.0%	1.0%		
	上記以外の軽自動車			2.0%		
貨 物 車	電気軽自動車・天然ガス軽自動車		非課税	非課税		
	★★★★かつ平成27年度燃費基準+20%以上達成車					
	★★★★かつ平成27年度燃費基準+15%達成車		1.0%	0.5%		
	★★★★かつ平成27年度燃費基準+10%達成車		2.0%	1.0%		
	上記以外の軽自動車			2.0%		
(※)★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車 又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車 ○令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に自家用の軽自動車を取得する場合、税率が1%軽減						
原動機付 自 転 車	総排気量 50cc以下のもの		2,000 円		○取得申告 所有者となった 日から15日以内 ○廃車申告 所有者でなくな った日から30日 以内	
	90cc以下のもの		2,000 円			
125cc以下のもの		2,400 円				
ミニカー（三輪以上のもので20cc を越え50cc以下のもの）		3,700 円				
小型特殊 自 動 車	農 耕 作 業 用 の も の		2,400 円			
	そ の 他 の も の		5,900 円			
軽自動車	二輪のもの（側車付き含む）		3,600 円			
	三 輪 の も の		H27.3.31までの登録車	H27.4.1以降の登録車		登録後13年超（経年重課）
			3,100 円	3,900 円		4,600 円
	四輪の も の	乗 用	営業用	5,500 円		6,900 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
二輪の小型自動車		6,000 円				
○取得申告 所有者となった 日から15日以内 ○廃車申告 所有者でなくな った日から30日 以内						
5月21日～ 5月31日						

区分		課 税 客 体	納 税 義 務 者	賦 課 期 日
税 目				
軽自動車税	種別割			
市たばこ税		○売渡した製造たばこ	製造たばこの製造者，特定販売業者又は卸売販売業者	
特別土地保有税		○保有土地及び取得土地 保有分 1月1日現在において 保有期限が10年以内の土地 取得分 1月1日，7月1日 1年以内に取得した土地 平成15年4月1日以後，新規の課税は 停止	該当土地の保有者及び取得者	
入湯税		鉱泉浴場における入湯	入湯客	
都市計画税		○市街化区域内の 土 地 家 屋	土地，家屋の所有者	1月1日
交 付 所 在 市 町 村 金		○国，地方公共団体所有の固定資産で貸 付資産等	国，地方公共団体	3月31日

課 税 標 準 及 び 税 率								申 告 期 限	納 率 期
グリーン化特例(軽課) 平成29年4月1日以降に登録された三輪以上の軽自動車環境負荷の小さい車両について、登録の翌年度に限り適用									
減 額 内 容		おおむね75%		おおむね50%		おおむね25%			
対 象 車		電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス車(平成21年排出ガス基準からNOx10%低減又は平成30年排ガス規制適合)		ガソリン車(平成17年排出ガス基準75%低減「★★★★」又は平成30年排ガス規制50%低減)					
		貨物	乗用	貨物(※1)	乗用(※2)	貨物(※3)	乗用(※4)		
四 輪	営業用	1,000円	1,800円	1,900円	3,500円	2,900円	5,200円		
	自家用	1,300円	2,700円	2,500円	5,400円	3,800円	8,100円		
三 輪		1,000円		2,000円		3,000円			
(※1)平成27年度燃費基準+35%達成 (※3)平成27年度燃費基準+15%達成 (※2)令和2年度燃費基準+30%達成 (※4)令和2年度燃費基準+10%達成									
売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数1,000本につき5,692円(令和2年10月から6,122円) また、平成30年10月から加熱式たばこの区分を設け、新たに課税方式を重量及び小売価格による換算方式とした。								○当月の販売分につき翌月末日までに申告納付	
○土地の取得価格 ○税 率 ①土地の保有に対して100分の1.4 ②土地の取得に対して100分の3 ○免税点 5,000㎡未満 ○納税義務の免除 恒久的に利用に供される建物又は建築物等があり、一定の基準に適合するもの								○土地の保有にかかるもの 5月末日 ○土地の取得にかかるもの 2月末日、又は8月末日	
入湯客1人1日につき 150円								翌日 15日	申告期限と同一
○課税標準額の100分の0.2 免税点 固定資産税について免税点未満のものは課税されない									○固定資産税と併せて賦課徴収するため固定資産税の納期と同じ
○算定標準額(国有資産等所在市町村交付金法で特別の定めあるものを除き前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格)の100分の1.4									6月30日

〔譲与税等の譲与等の基準〕

種 目	譲与等 の団体	譲 与 等 の 基 準	交 付 時 期
地方揮発油譲与税 (昭和三十年八月創設)	都道府県及び市町村	<p>(1) 地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与する。 (地方揮発油税の税率は揮発油1キロリットルにつき5,200円)</p> <p>(2) 譲与税の100分の58に相当する額を都道府県及び指定市に対し、その2分の1を一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で他の2分の1を面積であん分して譲与する。</p> <p>(3) 譲与税の100分の42に相当する額を市町村に対し、その2分の1を市町村道の延長で他の2分の1を面積であん分して譲与する。</p> <p>(地方道路譲与税の改正)</p>	<p>① 6月(3月～5月)</p> <p>② 11月(6月～10月)</p> <p>③ 3月(11月～2月)</p>
自動車重量譲与税 (昭和四十六年五月創設)	市町村	<p>(1) 自動車重量税の収入額の1000分の407に相当する額を市町村に対し、その2分の1を市町村道の延長で他の2分の1を面積であん分して譲与する。</p>	<p>① 6月(2月～4月)</p> <p>② 11月(5月～9月)</p> <p>③ 3月(10月～1月)</p>
森林環境譲与税 (平成三十一年四月創設)	都道府県及び市町村	<p>(1) 森林環境税の収入額に相当する額を譲与する。</p> <p>(2) 譲与税の10分の1に相当する額を都道府県に対し、都道府県譲与額の10分の5を各都道府県の区域内の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で、都道府県譲与額の10分の2を各都道府県の林業就業者数で、都道府県譲与額の10分の3を各都道府県の人口であん分して譲与する。</p> <p>(3) 譲与税の10分の9に相当する額を市町村に対し、市町村譲与額の10分の5を各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積で、市町村譲与額の10分の2を各市町村の林業就業者数で、市町村譲与額の10分の3を各市町村の人口であん分して譲与する。</p>	<p>① 9月(3月～8月)</p> <p>② 3月(9月～2月)</p>
利子割交付金 (昭和六十三年四月創設)	市町村	<p>(1) 道府県に納入された利子割相当額に、地方税法で定められた調整をし、政令で定める率(100分の99)を乗じて得た額の5分の3相当額を、利子割交付金の総額とする。</p> <p>(2) 利子割交付金の総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。</p>	<p>① 8月(3月～7月)</p> <p>② 12月(8月～11月)</p> <p>③ 3月(12月～2月)</p>

種 目	譲与等の団体	譲与等の基準	交付時期
配当割交付金 (平成十六年一月創設)	市町村	(1) 道府県に納入された配当割相当額に、政令で定める率(100分の99)を乗じて得た額の5分の3相当額を、配当割交付金の総額とする。 (2) 配当割交付金の総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。	① 8月(3月～7月) ② 12月(8月～11月) ③ 3月(12月～2月)
株式等譲渡所得割交付金 (平成十六年一月創設)	市町村	(1) 道府県に納入された株式等譲渡所得割相当額に、政令で定める率(100分の99)を乗じて得た額の5分の3相当額を、株式等譲渡所得割交付金の総額とする。 (2) 株式等譲渡所得割交付金総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。	3月
地方消費税交付金 (平成九年四月創設)	市町村	(1) 道府県は、国から各道府県に払い込まれた地方消費税額を道府県間で清算した後、その2分の1を市町村に交付する。 (2) 市町村交付額の2分の1を人口、他の2分の1に従業者数であん分する。 平成26年4月1日以後の引き上げ分については、市町村交付額の全額を人口であん分する。	① 6月(2月～4月) ② 9月(5月～7月) ③ 12月(8月～10月) ④ 3月(11月～1月)
ゴルフ場利用税交付金 (平成元年四月創設)	ゴルフ場所在市町村	(1) 道府県内ゴルフ場所在市町村に対し、ゴルフ場に係るゴルフ場利用税額の10分の7に相当する額を当該道府県が交付する。 1人1日 400円～1,200円 12段階 標準税率 1人1日 800円	① 8月(3月～7月) ② 12月(8月～11月) ③ 3月(12月～2月)

○市税の税率等の推移 (1)

区 分		H 6 年 度	H 7 年 度																												
市 民	均等割	前年度に同じ (S60年度から2,000円)																													
	個 人	前年度に同じ																													
		所得割	160万円以下の金額 3.0% 160万円を超える金額 8.0% 500万円 〃 11.0% (特別減税・所得割 20% (市県民税の減税額の合計が 20 万円を超え る場合は 20 万円))	200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 〃 11.0% (特別減税・所得割 15% (市県民税の減税額の合計が 2 万円 を超える場合は 2 万円))																											
	法 人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> <th>均等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,600千円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>2,100千円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>480千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>192千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>180千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>156千円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>144千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>60千円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	従業者数	均等割	50億円超	50人超	3,600千円	10億円超50億円以下	50人超	2,100千円	10億円超	50人以下	492千円	1億円超10億円以下	50人超	480千円	50人以下	192千円	1千万円超1億円以下	50人超	180千円	50人以下	156千円	1千万円以下	50人超	144千円	上記以外の法人等		60千円
資本金等の額		従業者数	均等割																												
50億円超	50人超	3,600千円																													
10億円超50億円以下	50人超	2,100千円																													
10億円超	50人以下	492千円																													
1億円超10億円以下	50人超	480千円																													
	50人以下	192千円																													
1千万円超1億円以下	50人超	180千円																													
	50人以下	156千円																													
1千万円以下	50人超	144千円																													
上記以外の法人等		60千円																													
法人税割	14.7%(標準税率 12.3%)	前年度に同じ																													
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 課税標準の 1.4% 免税点 <table border="0"> <tr> <td>土 地</td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000 円</td> </tr> </table> 	土 地	300,000 円	家 屋	200,000 円	償却資産	1,500,000 円	前年度に同じ																							
土 地	300,000 円																														
家 屋	200,000 円																														
償却資産	1,500,000 円																														
都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> 課税標準の 0.2% 免税点 <table border="0"> <tr> <td>固定資産税について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免税点未満のものは課税されない</td> <td></td> </tr> </table> 	固定資産税について		免税点未満のものは課税されない		前年度に同じ																									
固定資産税について																															
免税点未満のものは課税されない																															
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 <table border="0"> <tr> <td>50cc 以下のもの</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>90cc 〃</td> <td>1,200 円</td> </tr> <tr> <td>125cc 〃</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td>三輪車以上の 50cc 以下のもの(ミニカー)</td> <td>2,500 円</td> </tr> </table> 軽自動車 <table border="0"> <tr> <td>二輪のもの(側車付を含む)</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>三輪のもの</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>四輪のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗用 営業用</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td> 自家用</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td>貨物用 営業用</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td> 自家用</td> <td>4,000 円</td> </tr> </table> 小型特殊自動車 <table border="0"> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700 円</td> </tr> </table> 二輪の小型自動車 4,000 円 	50cc 以下のもの	1,000 円	90cc 〃	1,200 円	125cc 〃	1,600 円	三輪車以上の 50cc 以下のもの(ミニカー)	2,500 円	二輪のもの(側車付を含む)	2,400 円	三輪のもの	3,100 円	四輪のもの		乗用 営業用	5,500 円	自家用	7,200 円	貨物用 営業用	3,000 円	自家用	4,000 円	農耕作業用	1,600 円	その他のもの	4,700 円	前年度に同じ			
50cc 以下のもの	1,000 円																														
90cc 〃	1,200 円																														
125cc 〃	1,600 円																														
三輪車以上の 50cc 以下のもの(ミニカー)	2,500 円																														
二輪のもの(側車付を含む)	2,400 円																														
三輪のもの	3,100 円																														
四輪のもの																															
乗用 営業用	5,500 円																														
自家用	7,200 円																														
貨物用 営業用	3,000 円																														
自家用	4,000 円																														
農耕作業用	1,600 円																														
その他のもの	4,700 円																														
市たばこ税	売渡本数 1,000 本につき 1,977 円 (ただし、旧 3 級品については 1,000 本につき 948 円)	前年度に同じ																													
鉍産税	鉍産価格の 1%(ただし、鉍産価格が 200 万円 以下の場合は 0.7%)	前年度に同じ																													
特別土地保有税	土地の取得価格の 1.4% (保有)・3% (取得) 免税点 5,000 m ² 未満	前年度に同じ																													

○市税の税率等の推移 (2)

区 分		H 8 年 度	H 9 年 度	H 10 年 度
市 民 税	均等割	2,500円	前年度に同じ	前年度に同じ
	個 人 所得割	前年度に同じ	200万円以下の金額 3.0%	200万円以下の金額 3.0%
			200万円を超える金額 8.0%	200万円を超える金額 8.0%
			700万円 〃 12.0%	700万円 〃 12.0%
				(特別減税・市県民税所得割から本人17,000円, 扶養親族等1人につき8,500円の合計額を減税)
法 人 均等割	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	
	法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
固 定 資 産 税		前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
都 市 計 画 税		前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
軽 自 動 車 税		前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
市 た ば こ 税		前年度に同じ	売渡本数 1,000 本につき 2,434 円 (ただし, 旧 3 級品については 1,000 本につき 1,155 円)	前年度に同じ
鉱 産 税		前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
特別土地保有税		前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ

区 分		H 11～13 年 度	H 14 年 度
市 民 税	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
	個 所得割	200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 “ 10.0%	前年度に同じ
	人	〔定率控除・所得割 15% (市県民税の減税額の合計が4万円 を超える場合は4万円)〕	
	法 均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
	人		
	法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ
固定資産税		前年度に同じ	前年度に同じ
都市計画税		前年度に同じ	前年度に同じ
軽自動車税		前年度に同じ	前年度に同じ
市たばこ税		売渡本数 1,000本につき 2,668円 (ただし、旧3級品については1,000本に つき 1,266円)[平成11年5月1日以降]	前年度に同じ
鉱産税		前年度に同じ	前年度に同じ
特別土地保有税		前年度に同じ	前年度に同じ
入湯税		-	1人1日 150円

○市税の税率等の推移 (3)

区 分		H 15 年 度	H 16 年 度																												
市 民 税	均等割	前年度に同じ	3,000円																												
	個人 所得割	前年度に同じ	前年度に同じ																												
	法人 均等割	前年度に同じ	前年度に同じ(ただし旧内原町は以下の税率)																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> <th>均等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750千円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130千円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50千円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	従業者数	均等割	50億円超	50人超	3,000千円	10億円超50億円以下	50人超	1,750千円	10億円超	50人以下	410千円	1億円超10億円以下	50人超	400千円	50人以下	160千円	1千万円超1億円以下	50人超	150千円	50人以下	130千円	1千万円以下	50人超	120千円	上記以外の法人等		50千円
	資本金等の額	従業者数	均等割																												
50億円超	50人超	3,000千円																													
10億円超50億円以下	50人超	1,750千円																													
10億円超	50人以下	410千円																													
1億円超10億円以下	50人超	400千円																													
	50人以下	160千円																													
1千万円超1億円以下	50人超	150千円																													
	50人以下	130千円																													
1千万円以下	50人超	120千円																													
上記以外の法人等		50千円																													
法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ(ただし旧内原町は12.3%)																													
固定資産税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
都市計画税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
軽自動車税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
市たばこ税	売渡本数 1,000本につき 2,977円 (ただし、旧3級品については1,000本につき1,412円)〔平成15年7月1日以降〕	前年度に同じ																													
鉱産税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
特別土地保有税	前年度に同じ (ただし、H15年度以後課税停止)	前年度に同じ																													
入湯税	前年度に同じ	前年度に同じ																													

H 17 年 度	H 18 年 度
3,000円（軽減者1,500円）	3,000円
前年度に同じ	200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 〃 10.0% （定率控除・所得割 7.5% （市県民税の控除額の合計が2万円を超える場合は 2万円） 【平成17年1月1日に年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が 125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置】 平成18年度 均等割1,000円 所得割 所得割の額から3分の2を 減額
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ （ただし旧内原町は 0.1%）	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	売渡本数 1,000本につき 3,298円 （ただし、旧3級品については1,000本につき1,564円） [平成18年7月1日以降]
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (4)

区 分		H 19 年 度	H 20 年 度																												
市 民 税	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ																												
	個人所得割	一律 6.0% 定率控除 廃止 【平成17年1月1日に年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置】 平成19年度 均等割2,000円 所得割 所得割の額から3分の1を減額	一律 6.0% 平成17年1月1日に年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置は終了																												
	法人均等割	前年度に同じ 旧内原町の税率適用は平成20年1月31日終了の事業年度まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> <th>旧内原町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,600千円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>2,100千円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>480千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>192千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>180千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>156千円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>144千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>60千円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	従業者数	旧内原町	50億円超	50人超	3,600千円	10億円超50億円以下	50人超	2,100千円	10億円超	50人以下	492千円	1億円超10億円以下	50人超	480千円	50人以下	192千円	1千万円超1億円以下	50人超	180千円	50人以下	156千円	1千万円以下	50人超	144千円	上記以外の法人等		60千円
	資本金等の額	従業者数	旧内原町																												
50億円超	50人超	3,600千円																													
10億円超50億円以下	50人超	2,100千円																													
10億円超	50人以下	492千円																													
1億円超10億円以下	50人超	480千円																													
	50人以下	192千円																													
1千万円超1億円以下	50人超	180千円																													
	50人以下	156千円																													
1千万円以下	50人超	144千円																													
上記以外の法人等		60千円																													
法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ 旧内原町の税率適用は平成19年度で終了																													
固定資産税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
都市計画税	前年度に同じ	課税標準の0.2% ・免税点 固定資産税について免税点未滿のものは課税されない 旧内原町の税率適用は平成19年度で終了																													
軽自動車税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
市たばこ税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
鉱産税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
特別土地保有税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
入湯税	前年度に同じ	前年度に同じ																													

H 21 年 度 前年度に同じ	H 22～24 年 度 前年度に同じ
<p>一律 6.0%</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>当該年度の初日に老齢基礎年金等を受給している65歳以上の者を対象にした公的年金から特別徴収制度の創設</p> </div>	<p>前年度に同じ</p>
<p>前年度に同じ</p>	<p>売渡本数 1,000 本につき 4,618 円 (ただし, 旧3級品については1,000 本につき 2,190 円) 〔平成 22 年 10 月 1 日以降〕</p>
<p>前年度に同じ</p>	<p>前年度に同じ</p>
<p>前年度に同じ</p>	<p>前年度に同じ</p>
<p>前年度に同じ</p>	<p>前年度に同じ</p>

○市税の税率等の推移 (5)

区 分		H 25 年 度	H 26 年 度
市 民 税	均等割	前年度に同じ	3,500円
	個 所得割	前年度に同じ	前年度に同じ
	法 均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
	人 法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ(ただし平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から 12.1%)
固 定 資 産 税	前年度に同じ	前年度に同じ	
都 市 計 画 税	前年度に同じ	前年度に同じ	
軽 自 動 車 税	前年度に同じ	前年度に同じ	
市 た ば こ 税	売渡本数 1,000 本につき 5,262 円 (ただし、旧 3 級品については 1,000 本につ き 2,495 円)	前年度に同じ	
鉦 産 税	前年度に同じ	前年度に同じ	
特別土地保有税	前年度に同じ	前年度に同じ	
入 湯 税	前年度に同じ	前年度に同じ	

H 27 年 度		H 28 年 度																																																
前年度に同じ		前年度に同じ																																																
前年度に同じ		前年度に同じ																																																
前年度に同じ		前年度に同じ																																																
12.1%(標準税率 9.7%)		前年度に同じ																																																
前年度に同じ		前年度に同じ																																																
前年度に同じ		前年度に同じ																																																
前年度に同じ。ただし三輪以上の軽自動車については以下の税率		前年度に同じ。ただしバイク等については以下の税率																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">車 種 区 分</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> <tr> <th>H27.3.31までの 登 録 車</th> <th>H27.4.1以降の 登 録 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td>三 輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車 種 区 分		税 率		H27.3.31までの 登 録 車	H27.4.1以降の 登 録 車	軽自動車	三 輪	3,100円	3,900円	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	自家用	7,200円	10,800円	貨 物	営業用	3,000円	3,800円	自家用	4,000円	5,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種 区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原 動 機 付 自 動 車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>三輪以上(ミニカー) 20cc超50cc以下</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小 型 特 殊 自 動 車</td> <td>農耕作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">250cc以下の二輪車(バイク)・ トレーラー</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">250ccを超える二輪車(バイク)</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車 種 区 分		税 率	原 動 機 付 自 動 車	50cc以下	2,000円	90cc以下	2,000円	125cc以下	2,400円	三輪以上(ミニカー) 20cc超50cc以下	3,700円	小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	2,400円	その他	5,900円	250cc以下の二輪車(バイク)・ トレーラー		3,600円	250ccを超える二輪車(バイク)		6,000円
車 種 区 分				税 率																																														
		H27.3.31までの 登 録 車	H27.4.1以降の 登 録 車																																															
軽自動車	三 輪	3,100円	3,900円																																															
	乗 用	営業用	5,500円	6,900円																																														
		自家用	7,200円	10,800円																																														
	貨 物	営業用	3,000円	3,800円																																														
		自家用	4,000円	5,000円																																														
車 種 区 分		税 率																																																
原 動 機 付 自 動 車	50cc以下	2,000円																																																
	90cc以下	2,000円																																																
	125cc以下	2,400円																																																
	三輪以上(ミニカー) 20cc超50cc以下	3,700円																																																
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	2,400円																																																
	その他	5,900円																																																
250cc以下の二輪車(バイク)・ トレーラー		3,600円																																																
250ccを超える二輪車(バイク)		6,000円																																																
前年度に同じ		前年度に同じ(ただし旧3級品については1,000本につき2,925円)																																																
前年度に同じ		前年度に同じ																																																
前年度に同じ		前年度に同じ																																																
前年度に同じ		前年度に同じ																																																

○市税の税率等の推移 (6)

区 分		H 28 年 度																																																						
市 民 税	均等割	前年度に同じ																																																						
	個人 所得割	前年度に同じ																																																						
	法人 均等割	前年度に同じ																																																						
	法人税割	前年度に同じ																																																						
固定資産税		前年度に同じ																																																						
都市計画税		前年度に同じ																																																						
軽自動車税		<p>ただし登録後13年超の軽自動車については以下の税率(経年重課)</p> <table border="1" data-bbox="370 1310 715 1518"> <thead> <tr> <th>車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td>乗用 営業用</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物 営業用</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>貨物 自家用</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○グリーン化特例(軽課) 平成27年4月1日以降に登録された三輪以上の軽自動車 で環境負荷の小さい車両について、登録の翌年度に限り適用</p> <table border="1" data-bbox="762 1310 1423 1585"> <thead> <tr> <th>減額内容</th> <th colspan="2">おおむね75%</th> <th colspan="2">おおむね50%</th> <th colspan="2">おおむね25%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">対象車</td> <td colspan="2">電気自動車 天然ガス車(平成21年排出ガス基準からNOx10%低減)</td> <td colspan="2">ガンリン車(平成17年排出ガス基準75%低減「★★★★」)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>乗用</td> <td>貨物(※1)</td> <td>乗用(※2)</td> <td>貨物(※3)</td> <td>乗用(※4)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td>営業用</td> <td>1,000円 1,800円</td> <td>1,900円</td> <td>3,500円</td> <td>2,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円 2,700円</td> <td>2,500円</td> <td>5,400円</td> <td>3,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td colspan="2">1,000円</td> <td colspan="2">2,000円</td> <td colspan="2">3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 平成27年度燃費基準+35%達成 (※3) 平成27年度燃費基準+15%達成 (※2) 平成32年度燃費基準+20%達成 (※4) 平成32年度燃費基準</p>		車種区分	税率	三輪	4,600円	四輪	乗用 営業用	8,200円	乗用 自家用	12,900円	貨物 営業用	4,500円	貨物 自家用	6,000円	減額内容	おおむね75%		おおむね50%		おおむね25%		対象車	電気自動車 天然ガス車(平成21年排出ガス基準からNOx10%低減)		ガンリン車(平成17年排出ガス基準75%低減「★★★★」)				貨物	乗用	貨物(※1)	乗用(※2)	貨物(※3)	乗用(※4)	四輪	営業用	1,000円 1,800円	1,900円	3,500円	2,900円	5,200円	自家用	1,300円 2,700円	2,500円	5,400円	3,800円	8,100円	三輪	1,000円		2,000円		3,000円	
車種区分	税率																																																							
三輪	4,600円																																																							
四輪	乗用 営業用	8,200円																																																						
	乗用 自家用	12,900円																																																						
	貨物 営業用	4,500円																																																						
	貨物 自家用	6,000円																																																						
減額内容	おおむね75%		おおむね50%		おおむね25%																																																			
対象車	電気自動車 天然ガス車(平成21年排出ガス基準からNOx10%低減)		ガンリン車(平成17年排出ガス基準75%低減「★★★★」)																																																					
	貨物	乗用	貨物(※1)	乗用(※2)	貨物(※3)	乗用(※4)																																																		
四輪	営業用	1,000円 1,800円	1,900円	3,500円	2,900円	5,200円																																																		
	自家用	1,300円 2,700円	2,500円	5,400円	3,800円	8,100円																																																		
三輪	1,000円		2,000円		3,000円																																																			
市たばこ税		前年度に同じ (ただし旧3級品については1,000本につき2,925円)																																																						
鉱産税		前年度に同じ																																																						
特別土地保有税		前年度に同じ																																																						
入湯税		前年度に同じ																																																						

H 29 年 度

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ。

○グリーン化特例(軽課)
平成 28 年 4 月 1 日以降に登録された三輪以上の軽自動車環境負荷の小さい車両について、登録の翌年度に限り適用

減 額 内 容		おおむね75%		おおむね50%		おおむね25%	
対 象 車	電気自動車 天然ガス車(平成21年 排出ガス基準から NOx10%低減)	ガソリン車(平成17年排出ガス基準 75%低減「★★★★」)					
		貨物	乗用	貨物 (※1)	乗用 (※2)	貨物 (※3)	乗用 (※4)
四 輪	営業用	1,000円	1,800円	1,900円	3,500円	2,900円	5,200円
	自家用	1,300円	2,700円	2,500円	5,400円	3,800円	8,100円
三 輪		1,000円		2,000円		3,000円	

(※1)平成27年度燃費基準+35%達成 (※2)平成27年度燃費基準+15%達成
(※3)平成27年度燃費基準+15%達成 (※4)平成32年度燃費基準
(※2)平成32年度燃費基準+20%達成

前年度に同じ
(ただし旧3級品については1,000本につき3,355円)

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (7)

区 分		H 30 年 度																																									
市 民 税	均等割	前年度に同じ																																									
	個 所得割	前年度に同じ																																									
	法 均等割	前年度に同じ																																									
	人 法人税割	前年度に同じ																																									
固定資産税		前年度に同じ																																									
都市計画税		前年度に同じ																																									
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割	-																																									
	種 別 割	前年度に同じ。	○グリーン化特例(軽課) 平成 29 年 4 月 1 日以降に登録された三輪以上の軽自動車 で環境負荷の小さい車両について、登録の翌年度に限り 適用																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">減 額 内 容</th> <th colspan="2">おおむね75%</th> <th colspan="2">おおむね50%</th> <th colspan="2">おおむね25%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">対 象 車</td> <td rowspan="2">電気自動車・燃料電池 自動車・天然ガス車 (平成21年排出ガス基 準からNOx10%以上 低減又は平成30年排 ガス規制適合)</td> <td colspan="2">ガソリン車 (ハイブリッド車を含む) 平成 17 年排出ガス基準 75%低減 「★★★★」又は平成 30 年排ガス 規制 50%低減</td> <td>貨物 (※1)</td> <td>乗用 (※2)</td> <td>貨物 (※3)</td> <td>乗用 (※4)</td> </tr> <tr> <td>四 輪</td> <td>営業用</td> <td>1,000 円</td> <td>1,800 円</td> <td>1,900 円</td> <td>3,500 円</td> <td>2,900 円</td> <td>5,200 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>1,300 円</td> <td>2,700 円</td> <td>2,500 円</td> <td>5,400 円</td> <td>3,800 円</td> <td>8,100 円</td> </tr> <tr> <td>三 輪</td> <td></td> <td colspan="2">1,000 円</td> <td colspan="2">2,000 円</td> <td colspan="2">3,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			減 額 内 容		おおむね75%		おおむね50%		おおむね25%		対 象 車	電気自動車・燃料電池 自動車・天然ガス車 (平成21年排出ガス基 準からNOx10%以上 低減又は平成30年排 ガス規制適合)	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む) 平成 17 年排出ガス基準 75%低減 「★★★★」又は平成 30 年排ガス 規制 50%低減		貨物 (※1)	乗用 (※2)	貨物 (※3)	乗用 (※4)	四 輪	営業用	1,000 円	1,800 円	1,900 円	3,500 円	2,900 円	5,200 円		自家用	1,300 円	2,700 円	2,500 円	5,400 円	3,800 円	8,100 円	三 輪		1,000 円		2,000 円		3,000 円
減 額 内 容		おおむね75%		おおむね50%		おおむね25%																																					
対 象 車	電気自動車・燃料電池 自動車・天然ガス車 (平成21年排出ガス基 準からNOx10%以上 低減又は平成30年排 ガス規制適合)	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む) 平成 17 年排出ガス基準 75%低減 「★★★★」又は平成 30 年排ガス 規制 50%低減		貨物 (※1)	乗用 (※2)	貨物 (※3)	乗用 (※4)																																				
		四 輪	営業用	1,000 円	1,800 円	1,900 円	3,500 円	2,900 円	5,200 円																																		
	自家用	1,300 円	2,700 円	2,500 円	5,400 円	3,800 円	8,100 円																																				
三 輪		1,000 円		2,000 円		3,000 円																																					
		(※1) 平成27年度燃費基準 + 35%達成 (※2) 平成32年度燃費基準 + 30%達成	(※3) 平成27年度燃費基準 + 15%達成 (※4) 平成32年度燃費基準 + 10%達成																																								
市たばこ税		売渡本数 1,000 本につき 5,262 円 (平成 30 年 10 月から 5,692 円) 旧 3 級品については、1,000 本につき 4,000 円																																									
鉱 産 税		前年度に同じ																																									
特別土地保有税		前年度に同じ																																									
入 湯 税		前年度に同じ																																									

R 元 年 度	R 2 年 度
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ (ただし令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から8.4%)	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
課税標準の0～2%(令和元年10月から)	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
売渡本数1,000本につき5,692円 旧3級品については、1,000本につき4,000円(令和元年10月から5,692円)	売渡本数1,000本につき5,692円(令和2年10月から6,122円)
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

令和2年度 市税概要

編 集 水戸市財務部税務事務所

(市民税課 資産税課 収税課)

発 行 水 戸 市

所在地

〒310-8610

水戸市中央1丁目4番1号

TEL 029 (224) 1111